

平成 30 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
追加的措置の先進事例収集事業

報告書

抜粋

<<フィンランド共和国>>

令和 2 年 3 月

林野庁

目次

1	事業概要	1
2	EU 木材規則	5
3	ドイツ連邦共和国	19
4	イギリス	97
5	オランダ王国	143
6	フィンランド共和国	185
7	スウェーデン王国	251
8	EU 木材規則 仮訳	283
9	成果報告会発表資料	377

1 事業概要

1-1 事業の目的

T P P 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するため、我が国の違法伐採木材への対策のために平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)を着実に推進し、平成 29 年 11 月から開始された木材関連事業者の登録を促進していく必要がある。

本法に基づき、木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合がある。本事業では木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集を行った。

1-2 事業実施体制

本事業は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業共同事業体が受託し調査を実施した。共同事業体は、公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES、共同体代表)、一般社団法人日本森林技術協会 (日林協)、一般社団法人全国木材検査・研究協会 (全木検) で構成されている。事業従事者は表 1.1 の通りである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下 麻木乃 (事業責任者)	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
鮫島 弘光	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
藤崎 泰治	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 研究員
ヘンリー スケープンス	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 フェロー
フェデリッコ ロペスカセーロ	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 フェロー
中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 国際協力グループ 技師
藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会事業部 森林情報グループ 技師補
永野 裕子	(一社)日本森林技術協会事業部 森林情報グループ 専門技師
佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部 副部長
武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部

1-3 実施内容

1-3-1 調査の実施

調査対象国はドイツ、オランダ、イギリス、フィンランド、スウェーデンの5カ国を林野庁担当者との協議によって選定した。調査対象国は、本事業の目的に即した次の基準によって選定した。

- EU 木材規則に即し、国レベルの法令・体制が整備され、さらに政府による検査や能力構築プログラムなどが実施されており、先進的な取り組みをしている企業が多いと考えられる国（5カ国とも該当）
- 我が国への木材・木材製品の輸出が多く、違法伐採リスクが懸念されている国（ロシア、中国、ベトナム、マレーシア、インドネシアなど）からの輸入額が、日本と同様に多く、日本の事業者がこれらのリスク懸念国から木材・木材製品を輸入する際のリスク低減措置の具体的な知見が得られると考えられる（ドイツ、オランダ、イギリス、フィンランドが該当）
- 日本への木材・木材製品の輸出額が多く、これらの国で生産された木材・木材製品を輸入する事業者にとって合法性確認のために必要な情報を収集できる（フィンランド、スウェーデンが該当）

調査対象5カ国でEU木材規則の下で各国の違法伐採対策に関する法制度とその実施状況、民間事業者等の対応状況について調査を行った。各国で実施した主な調査項目は、次の通りである。

- 木材流通状況調査
 - 調査対象国の木材流通の特徴（木材の輸出入の状況、木材の主要な輸入国等）
 - 森林認証システムの活用状況
- 木材の流通等に関する法令等調査
 - 森林の伐採に関する法令等の概要
 - 森林の伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件
 - 木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- リスク低減に関する事例
 - リスク低減に関する実施状況の概要
 - リスク低減措置に関する事例

調査は、上述の項目について、既存の文献やインターネット上の情報を収集し分析する国内調査と、対象国の政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施する現地調査によって行った。

1-4-1 調査委員会の開催

林野庁、学識経験者、業界団体等からなる調査委員会を設置し、事業実施期間中、会議を3回開催した。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、現地調査を含む調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行った。調査委員会メンバーは表 1.2 のとおりである。各委員会の主な議題を表 1.3 に示した。

表 1.2 調査委員会メンバー

氏名	所属・役職
柿澤 宏昭	北海道大学 教授
立花 敏	筑波大学 准教授
加藤 正彦	全国木材組合連合会 企画部長
奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

表 1.3 各委員会の主な議題

委員会	開催日・場所	主な議題
第1回委員会	令和元年5月27日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業全体のスケジュール ● 各調査対象国の調査進捗報告（事前調査内容の報告）
第2回委員会	令和元年9月2日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業全体の進捗状況（報告書目次案・現地調査予定） ● 各調査対象国の調査進捗報告（事前調査内容の報告、現地調査内容の説明）
第3回委員会	日時：令和元年11月22日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業終了までのスケジュール（成果報告会と報告書とりまとめ） ● 各調査対象国の調査進捗報告（現地調査結果報告）

1-4-2 現地調査の実施

調査対象5カ国において現地調査を実施し、政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施した。現地調査実施日程を表 1.2 に示した。

表 1.4 現地調査実施日程

国名	現地調査実施日程
ドイツ	2019年9月22日～10月3日
オランダ	2019年9月25日～10月6日
イギリス	2019年9月22日～10月5日
フィンランド	2019年8月31日～9月13日
スウェーデン	2019年9月16日～29日

1-4-3 成果報告会の開催

本事業による調査結果について、事業者向け成果報告会を令和2年3月4日に開催すべく準備を進めたが、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み2月26日に開催中止を決定した。予定していた成果報告会プログラムは表1.3のとおりである。報告会で配布予定であった資料は第9章に収録した。

表 1.5 成果報告会で予定していたプログラム

開会挨拶	長野 麻子 林野庁木材利用課長
調査対象国における EU 木材規則の導入	佐々木 亮 (全木検)
調査対象国の管轄官庁による EU 木材規則の執行状況	山ノ下 麻木乃 (IGES)
監視団体・業界団体・コンサルタント	藤崎 泰治 (IGES)
民間企業のリスク低減事例①	藤井 創一郎 (日林協)
民間企業のリスク低減事例②	鮫島 弘光 (IGES)
ディスカッション・Q&A	モデレーター：柿澤 宏昭 (北海道大学教授)

6. フィンランド共和国

6-1 概要

フィンランド共和国（以下、「フィンランド」という。）は、スカンジナビア半島東部の半島のつけ根に位置している。国土面積は、日本の約8割に相当する30万4,000km²、内陸水面を除く土地面積は30万3,910km²、2018年末現在の人口は551万8,000人である。

フィンランドは、スウェーデン、ノルウェー及びロシアとは内陸で、エストニアとはバルト海を隔てて接している。フィンランドは10世紀初頭からスウェーデンの一部であったが、16世紀以降のスウェーデンとロシアの間の度重なる戦争の結果、1809年からロシア領となり、その後、1917年に独立している。

フィンランドの産業は、伝統的に木材、鉱物その他の自国産天然資源から製品を生産し、欧州をはじめ世界各国に製品を輸出して発展してきた。林産物は、フィンランドの重要な輸出産品である。林産業は、木材製品と紙・パルプの製造をコンビナートを形成して行い、さらに大手林産物企業では主に水力による電力開発により自社で消費する電力を賄う他、売電も行って強い国際競争力を維持してきた。

フィンランドは、世界各国に林産物を輸出する一方で、欧州を中心に国際的な製造拠点を設けている。さらに近年、フィンランドの大手林産物企業による南米でのユーカリを主体とした人工林経営及びパルプ工場の運営が本格化し、南米からのパルプ輸入量が増加している。

6-1-1 森林

フィンランドの土地利用区分では、表6.1のように2,622万2,000haを林業用地として、2,032万2,000haを森林としている。ただし、森林行政が対象としている森林は、同表の森林と灌木低質林を合計した約2,281万3,000haである。

表6.1 利用区分別土地面積

区 分	(1,000ha)	
	面 積	
土地面積	30,391	
林業用地	26,222	
森林	20,322	
灌木低質林	2,491	
湿地・荒地	3,197	
林業基盤用地	212	
その他	4,169	

注1：土地面積には、内陸水面面積を含まない。

2：2014～2017年の調査結果値。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.2 フィンランドの森林の定義

区 分	定 義
森林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量がhaあたり1m ³ 以上。
灌木低質林	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量がhaあたり0.1m ³ 以上1m ³ 未満。
湿地・荒地	輪伐期期間中の潜在的な年間生長量がhaあたり0.1m ³ 未満。
林業基盤用地	林道、貯木場及び森林利用または管理のための施設用地。

資料：フィンランド森林研究所ウェブサイト (<http://www.metla.fi/>)

フィンランド森林研究所 (Metla) のウェブサイト¹によれば、フィンランドでは輪伐期中の木材生長量を基準にして森林及び林業用地を表 6.2 のように定義している。フィンランドでは森林を林業用地の一部として位置付け、林業用地の内訳として、森林、灌木低質林、湿地・荒地及び林道並びに貯木場その他の林業基盤用地を設定している。

同ウェブサイトの解説によれば、フィンランドでは独自の森林の定義と併せて、1996 年から森林に関する国際的な議論のために FAO の森林の定義の使用も開始している。森林面積は、FAO の定義を使用するとフィンランド独自の定義によるものよりも 3% 小さくなるという。フィンランドの土地面積に占める森林面積の割合は、表 6.1 の森林だけの面積 (2,032 万 2,000ha) を母数とすると 67%、森林と灌木低質林の合計面積を母数とすると 75% になる。

フィンランドの森林資源量は、23 億 5,600 万 m³ である。フィンランドの主要樹種はマツ (*Pinus silvestris* L.)、スプルース (*Picea abies* (L.) Karst) 及びカバ (*Betula pendula* Roth 及び *Betula pendula* Ehrm) で、樹種別森林資源量はマツが 50% (11 億 7,400 万 m³)、スプルースが 30% (7 億 800 万 m³)、カバは 17% (3 億 9,200 万 m³) である。

表6.3 樹種別森林資源量 (100万 m³)

区分	資源量
計	2,356
マツ	1,174
スプルース	708
カバ	392
その他	82

注1：2009～2013年の調査結果値。

なお、フィンランドの国土の約四分の一はラップランドと呼ばれる北極圏に含まれる土地であり、生産的な森林は国の南部に展開している。

6-1-2 林業・林産業

所有形態別森林面積の割合については、いくつかの異なる数字が発表されている。たとえば、農林省傘下のフィンランド林業センター² (以下、「林業センター」という。) が 2018 年 9 月に日本で使用した資料では、個人有林 53%、国有林 35%、社有林 12% という数字がある。一方で、農林業関係の統

表6.4 森林生産地域における所有形態別森林箇所数・面積

	森林箇所数	面積 (ha)
計	404,263	17,773,343
私有林	401,462	12,500,310
個人有林	395,641	10,553,510
会社有林	4,483	1,426,128
その他	1,338	520,672
市町村有林	358	368,186
国有林	16	4,638,726
その他	2,443	276,122

注：数値は2016年調査結果。

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

¹ <http://www.metla.fi/>

² Metsäkeskus (Finnish Forest Center)

計を発表している農林省傘下のフィンランド天然資源研究所 (LUKE)³のデータベースにより森林の所有構造別面積を探ると、2013年に実施した1 ha以上の規模の森林を対象とした調査結果として表6.4に掲げる数値が発表されている。これによれば所有形態別森林面積の割合は、個人有林60%、国有林26%、会社有林9%、その他5%である。

フィンランドの森林所有構造の特徴を概括的にいえば、個人有林が面積の過半を占めていること、森林に投資を呼びかけて複数の森林所有者を組織化し、持株形式で株主の利益を生むための森林経営を目指す林業経営組織が運営する共有林が発達したため、森林経営に参加する者が多数存在することにある。フィンランド森林協会のウェブサイトによると、2 ha以上の森林の約60%が共同所有を含む約63万2,000人の個人によって所有されており、この数値はフィンランド人の14%が森林所有者であることを意味しているという⁴。

2017年の実質国内生産額(GDP)全体(2,238億4,300万ユーロ)に占めるシェアは、製造業が15%(339億4,100万ユーロ)、林産業は2%(46億3,000万ユーロ)であった。2013年から2017年の間の実質国内生産額は、全体で10%増加したが、製造業については15%と全体を上回る増加をみせ、さらに林産業については同じく18%と大きな伸びとなった。

2016年現在、フィンランドには約35万7,000件の事業所があり、約142万8,000人を雇用している。雇用者数は、林業部門では林業機械化により

長期的に減少傾向にあり、ここ数年ではこれに加え、薪生産の減少が雇用者数の減少につながっている。一方で、林産部門では、需要が堅調であったこと、紙・パルプ産業への新

表6.5 産業別実質国内生産額

	計	農林水産業	製造業	(100万ユーロ)
				内、林産業
2013	203,338	5,222	29,641	3,913
2014	205,474	4,934	29,908	4,076
2015	209,604	4,665	31,024	4,319
2016	216,111	5,143	31,691	4,348
2017	223,843	5,262	33,941	4,630

資料：Tilastokeskus, Kansantalouden tiliupito

表6.6 業態別事業所数・従業員数(2016年)

	(件、人)	
	事業所数	従業員数
総数	356,790	1,428,104
農林水産業	73,227	51,547
林業・素材生産業	24,551	11,569
その他	48,676	39,978
製造業	20,264	289,464
木材製品製造業	1,762	17,993
紙・紙製品製造業	180	19,559
家具製造業	866	5,890
その他	263,299	1,087,093

資料：Tilastokeskus, "Suomen Tilastilien Vuosikirja 2018", 2018

³ Luonnonvarakeskus (Natural Resources Institute Finland)

⁴ <https://smy.fi/>

規投資があったことから、若干増加する傾向で推移している⁵。

同じく木材製品製造業は 1,752 件の事業所で約 1 万 8,000 人を、紙・紙製品製造業は 180 件の事業所で約 1 万 9,600 人を、家具製造業は 866 件の事業所で 5,890 人を雇用している。

林業・素材生産業については、2016 年に約 7 万 3,000 件の事業所があり、従業員数は約 5 万 1,500 人である。林業・素材生産業は林産業とともに、地方経済を支える産業として重要な位置を築いている。

2017 年の林産物の輸出額(119 億 2,100 万ユーロ)は、フィンランドの輸出額合計の 20% を占め、林産物はフィンランドを代表する輸出産品であり続けている。林産物の中でも紙及び板紙製品並びにパルプは輸出額が多く、2017 年の輸出額の 15% (90 億 7,000 万ユーロ) を占めている。

林産物以外の主な輸出産品は、化学製品(輸出額シェア 19%、輸出額 114 億 6,900 万ユーロ)、金属及び金属製品(同、15%、88 億 5,900 万ユーロ)並びに機械及び機械設備(同 13%、77 億 9,800 万ユーロ)である⁶。

⁵ Jan Viitanen & Antti Mutanen, “Finnish Forest Sector Economic Outlook 2017-2018 Executive Summary”, Natural Resources Institute Finland, p 7

⁶ “Suomen Tilastollinen Vuosikirja 2018”, Tilastokeskus, p128。括弧内は 2017 年実績数値。

6-2 木材需給の状況

6-2-1 木材供給

1) 丸太供給

2018年の丸太供給量は8,618万9,000 m³で、国内生産量輸入量別供給量は、国内生産量が7,816万7,000 m³（供給量の91%）、輸入量は802万m³（同9%）であった。同年の丸太供給量は、全体で前年比10%増加した。ただし、国内生産量が前年比8%の増加にとどまったのに対して、輸入量は供給量のシェアとしては小さいものの、前年比44%もの増加を記録している。

丸太の国内生産は、特に2016年以降については、立木価格が上昇していること、木材製品の需要が強く、林産業への新規投資が行われていること、林産物輸出価格が高止まりしていることから旺盛であった⁷。

さらに2018年の丸太の国内生産については、林業センターによるとフィンランド南西部を襲った嵐による大量の風倒木発生によりさらに増加している。3月と9月は、フィンランドが多く嵐に見舞われるシーズンで、フィンランド国営放送のウェブサイト⁸によれば、フィンランドは2018年9月22日に最大風速25m/秒を超える嵐に襲われている。さらに同ウェブサイトによれば、フィンランドは2019年年初にも最大風速が40m/秒を超える強力な嵐に襲われている。

2018年の丸太国内生産量は、風倒木処理という要因があるものの、統計数値の上では2008年の経済不況以前の水準を上回るまでに回復している。ただし、風倒木被害はフィンランド以外に欧州中央部でも発生し、フィンランド産林産物の輸出市場には欧州中央部で発生した風倒木も流入するため、以後は供給過剰により欧州産製材品の価格に下落が生

表6.7 丸太供給量

	(1,000 m ³)		
	供給量計	国内生産量	輸入量
2000	73,019	61,500	11,519
2001	73,160	59,363	13,797
2002	74,822	60,270	14,552
2003	76,110	61,142	14,968
2004	76,214	61,163	15,051
2005	77,244	58,684	18,560
2006	73,924	56,935	16,989
2007	78,883	63,854	15,029
2008	73,966	58,327	15,639
2009	53,507	48,296	5,211
2010	67,060	59,690	7,370
2011	67,142	60,438	6,704
2012	66,300	59,902	6,398
2013	73,060	65,252	7,808
2014	72,553	65,294	7,259
2015	74,653	68,035	6,618
2016	77,172	70,323	6,849
2017	78,010	72,426	5,584
2018	86,189	78,169	8,020

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

⁷ Jan Viitanen & Antti Mutanen “Finnish Forest Sector Economic Outlook 2018-2019 Executive Summary”, Natural Resources Institute Finland, p 5

⁸ <https://yle.fi/uutiset>

じている。このため、フィンランドの立木価格にも下落がみられ、先行きとして出材意欲は鈍るとみられている。既に産業用丸太及び製材品は減産を行っている⁹。

表6.8 所有形態別及び樹種別丸太生産量

(1,000 m³)

	計	所有形態別		樹種別		
		個人有林	国有林 会社有林	マツ	スプルース	広葉樹
2000	61,500	53,585	7,915	24,629	27,051	9,820
2001	59,363	51,218	8,145	23,988	25,532	9,844
2002	60,270	52,428	7,843	24,505	25,859	9,906
2003	61,142	52,828	8,314	25,302	25,811	10,030
2004	61,163	52,676	8,487	24,978	26,248	9,937
2005	58,684	50,323	8,361	23,869	24,747	10,069
2006	56,935	45,493	11,442	23,905	23,178	9,853
2007	63,854	52,471	11,383	27,530	25,564	10,760
2008	58,327	47,696	10,631	26,052	20,134	12,141
2009	48,296	39,021	9,275	20,348	16,963	10,985
2010	59,690	48,372	11,318	25,881	21,301	12,509
2011	60,438	49,055	11,383	26,317	21,416	12,705
2012	59,902	48,105	11,797	26,400	21,182	12,321
2013	65,252	53,876	11,376	28,061	23,324	13,867
2014	65,294	54,076	11,218	28,463	23,149	13,683
2015	68,035	57,667	10,368	29,578	23,965	14,492
2016	70,323	59,584	10,738	29,657	26,005	14,661
2017	72,426	61,156	11,270	30,765	26,553	15,108
2018	78,167	67,067	11,100	33,277	28,583	16,307

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドの丸太生産の主体は、個人有林を中心とした民間の手によるもので、国有林からの生産量は極めて限られている。2018年の所有形態別丸太生産量は、個人有林が6,706万7,000 m³と全体の86%を占めている。この生産量は、風倒木処理の影響により前年に対し10%増加している。なお、2018年の国有林及び会社有林における丸太生産量は1,110万m³であり、ほぼ全量が会社有林で生産されている。

樹種別丸太生産量の割合は、2018年はマツが42%、スプルースが37%、広葉樹は21%である。2018年の丸太生産量は、全ての樹種で前年比8%増加している。

丸太生産量は、2000年から2008年までの期間は6,000万m³前後を増減しながら推移し、2009年には経済不況の影響により4,830万m³まで落ち込むが、その後回復して2016年に

⁹ “Finnish Forest Sector Economic Outlook 2019-2020”, Natural Resources Institute Finland, Jan Viitanen & Antti Mutanen, pp 2-4

は7,000万m³を超える増加をみせている。

一方で丸太の輸入量は、802万m³と前年の558万4,000m³から増加しているが、2000年以降のピークである2006年の1,698万9,000m³と比較すれば、ほぼ半数にとどまっている。

国別丸太輸入量は、第1位がロシアで557万6,000m³と前年比17%増、第2位はエストニアで100万3,000m³と前年比倍増、第3位はラトビアで65万2,000m³と前年比約3.5倍に増加した。

表6.9 国別丸太輸入量(2018年)
(1,000m³)

相手国	輸入量
計	8,020
ロシア	5,576
エストニア	1,003
ラトビア	652
ポーランド	507
スウェーデン	159
リトアニア	101
その他	22

資料：Luomontarakeskusデータベース

フィンランドでは丸太のほかに、次表のように林産物を輸入している。

表6.10 主要林産物輸入量

	製材品 (1,000m ³)	単板 (1,000m ³)	合板 (1,000m ³)	切削板 (1,000m ³)	繊維板 (1,000t)	パルプ (1,000t)	紙 (1,000t)	板紙 (1,000t)	紙・板紙 複合製品 (1,000t)
2000	343	7	34	50	61	136	224	120	86
2001	283	14	60	56	61	171	205	120	84
2002	261	22	71	61	65	131	180	194	94
2003	343	11	67	64	73	170	178	199	91
2004	406	10	76	53	88	216	192	225	96
2005	514	11	96	52	93	315	258	206	117
2006	583	12	107	54	108	361	242	213	107
2007	632	14	117	75	112	450	247	239	117
2008	476	41	122	63	107	493	239	256	132
2009	527	21	91	61	91	388	204	201	124
2010	628	18	109	81	109	452	221	225	130
2011	494	20	122	85	110	524	239	238	128
2012	460	26	111	105	100	553	228	232	95
2013	367	18	92	98	91	469	188	261	85
2014	365	8	89	93	95	454	176	249	90
2015	441	11	82	101	89	459	145	230	100
2016	494	11	93	109	96	503	133	233	104
2017	568	20	97	113	94	565	130	221	104
2018	609	22	108	125	93	596	112	218	107

資料：Luomontarakeskusデータベース

2018年にフィンランドは、製材品を60万9,000m³(前年比7%増)、単板を2万2,000m³(同10%増)、合板を10万8,000m³(同11%増)、切削板を12万5,000m³(同11%増)、繊維板を9万3,000t(同1%減)、パルプを59万6,000t(同5%増)、紙を11万2,000t(同18%減)、板紙を21万8,000t(同1%減)、紙と板紙の複合製品を10万7,000t(同3%増)輸入している。

フィンランドの林産物輸入量は、輸出量と比べると桁違いに少ないが、紙を除けば、2000

年以降、増加傾向で推移している。特に製紙原料であるパルプの輸入量は、2000年の13万6,000tから2018年にはその4.4倍にあたる59万6,000tにまで増加している。パルプの主要輸入相手国はブラジルで、2018年の輸入量は38万tとパルプ輸入量の64%を占めている。

フィンランドの大手林産物企業では、南米での早生樹人工造林経営並びに早生樹人工林材を原料にしたパルプの生産及びフィンランドへの輸入を本格的に開始している。これらの企業活動は、フィンランド国内の木材利用及び林産物加工コンビナートの形態に変化をもたらす要因になりうるので、今後の動向が注目されている。

例えば、フィンランドの大手林産物企業の一つは、ブラジルで早生樹の人工造林を行い、そこから生産したFSC認証材を原料としたユーカリパルプを輸入している。この企業は、ブラジルの製紙会社と50%ずつ出資したブラジルのパルプ工場でユーカリパルプを生産している。

この企業の他にもウルグアイに25万8,000ha(内、60%はユーカリ林)の森林を所有し、市販パルプを生産しているフィンランドの大手林産物企業がある。2018年のフィンランドのウルグアイからのパルプ輸入量は、3万1,000tにとどまっているが、同社は新たに年間生産可能量が200万tのパルプ工場の建設を計画しているので、将来的にはウルグアイからのパルプ輸入量が増加するとみられる。

紙については、世界的に印刷紙及び筆記用紙の需要が減退していること¹⁰、2018年にフィンランド国内に新たな生産ラインが追加されたことから輸入量が減少している。2018年の輸入量は、2000年の輸入量の半分であり、前年比でも18%減少している。紙の主要輸

表6.11 国別パルプ輸入量 (2018年)

(1,000mt)	
国名	輸入量
計	596
ブラジル	380
スウェーデン	69
ロシア	35
エストニア	32
ウルグアイ	31
ポルトガル	10
ドイツ	10
その他	29

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.12 国別紙輸入量 (2018年)

(1,000mt)	
国名	輸入量
計	112
スウェーデン	56
ロシア	22
ドイツ	16
その他	18

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

¹⁰ Jan Viitanen & Antti Mutanen, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 2017-2018", Natural Resources Institute Finland, p 3.

入相手国はスウェーデンで、同国からの輸入量は5万6,000 t と輸入量の半数にあたる。

板紙の輸入量は2000年以降増加傾向にあったが、2017年以降再び減少に転じている。2018年の輸入量は対前年比1%減であった。板紙の主要輸入相手国もスウェーデンで、国別輸入量では62%のシェアを占めている。

2018年の製材品の輸入量は、60万9,000 m³（前年比7%増）で増加を続けている。製材品の主要輸入相手国はロシアで、同国からの輸入量は輸入量の90%（55万1,000 m³）を占めている。

2018年の単板及び合板の輸入量は少ないものの、2000年比倍増している。2018年の単板輸入量は2万2,000 m³（前年比10%増）で、主要相手国はロシア（輸入量1万3,000 m³）である。

表6.13 国別板紙輸入量（2018年）
(1,000t)

国名	輸入量
計	218
スウェーデン	135
ポーランド	29
ドイツ	25
ロシア	8
その他	21

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.14 国別製材品輸入量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸入量
計	609
ロシア	551
エストニア	14
ドイツ	10
ベラルーシ	10
その他	24

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.15 国別単板輸入量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸入量
計	22
ロシア	13
エストニア	8
イタリア	1

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.16 国別合板輸入量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸入量
計	108
ロシア	61
エストニア	13
ブラジル	11
ラトビア	10
その他	13

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.17 国別切削板輸入量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸入量
計	125
ラトビア	49
エストニア	33
ロシア	18
ドイツ	12
その他	13

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.18 国別繊維板輸入量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸入量
計	93
ドイツ	32
ポーランド	26
エストニア	10
その他	25

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の合板輸入量は10万8,000 m³で、合板も主要相手国はロシア（同6万1,000 m³）である。

2018年の切削板輸入量は12万5,000 m³（前年比11%増）で、主要相手国はラトビア（シェア39%）とエストニア（同26%）である。

同じく繊維板の輸入量は9万3,000 m³（前年比11%増）で、主要相手国はドイツ（シェア34%）及びポーランド（同28%）である。

6-2-2 木材加工

フィンランド統計局によると、2016年にフィンランドには2万4,551件の林業・素材生産業、1,762件の木材製品製造業及び180件の紙・紙製品製造業の事業所が存在する（表6.6）。これらの事業所には、大規模な国際的な活動をしている林産物企業とともに数多くの中小零細規模の事業所が含まれている。

フィンランドには、製材品、木質パネルその他の製品別の林産工場に係る統計が存在していない。このため、表6.6に掲げた木材製品製造業の製品別内訳は不明である。

しかし、フィンランドの代表的な木材加工業及び製紙業で組織するフィンランド林産物協会と製材工場を組織するフィンランド製材協会は、ウェブサイトでは会員の工場を紹介している。両協会及び会員企業のウェブサイトから両協会に所属する企

表6.19 林産団体加入企業の工場数

	フィンランド 林産物協会 (a)	フィンランド 製材協会 (b)	重複工場数 (c)	工場数 [(a+b)-c]
製材工場数	27	40	9	58
合板、LVL、CLT工場	12	—	—	12
繊維板工場	1	—	—	1
切削板工場	1	—	—	1
パルプ工場	19	—	—	19
製紙工場	17	—	—	17
板紙工場	14	—	—	14

注：重複工場数とは、両協会に所属している林産企業が所有している工場数。

資料：フィンランド林産物協会

(<https://www.forestindustries.fi/>)

フィンランド製材協会

(<http://www.sahateollisuus.com>)

業の工場数を集計すると表6.19のような結果になる。両協会の会員企業の工場数は、製材工場が58件、合板、LVL及びCLT工場が12件、繊維板工場と切削板工場が各1件、パルプ工場が19件、製紙工場が17件、板紙工場は14件である。ただし、43か国の製材工場を紹介するウェブサイトであるThe Sawmill Database（製材工場データベース）¹¹では、フィンランドの製材工場として92件の工場を紹介している。

フィンランドの林産業は、2018年に7,355万m³の丸太を消費した。丸太消費量は、2000

¹¹ <https://www.sawmilldatabase.com/>

年以降のピークとなる 2006 年の 7,553 万 m³と比較すると 3 %少ない水準であるが、経済不況で消費が落ち込んだ 2009 年を底にして増加傾向で推移している。フィンランドの木材産業が消費している丸太の多くは、国産材である。国産材輸入材別丸太消費量の割合は、2018 年は国産材が 88% (6,447 万 m³)、輸入材は 12% (908 万 m³) で、2000 年の国産材の割合が 82% (5,796 万 m³) であったのと比較すると、国産材の割合は 6 %拡大している。2018 年の産業別丸太消費量の割合は、木材加工産業が 42% (3,055 万 m³)、紙・パルプ産業は 58% (4,300 万 m³) であった。2018 年の産業別に丸太消費量に占める国産材丸太の割合は、木材加工産業は 98%とほぼ全量、紙・パルプ産業が 80%である。

フィンランドでは、2018 年に 1,184 万 m³の製材品が生産された。

表6. 20 産業別丸太消費量

(100万m³)

	合 計			木材加工産業			紙・パルプ産業		
	計	国産材	輸入材	計	国産材	輸入材	計	国産材	輸入材
2000	70.80	57.96	12.84	33.21	30.46	2.75	37.59	27.50	10.09
2001	67.32	53.78	13.54	31.66	27.90	3.76	35.66	25.88	9.78
2002	71.31	55.05	16.26	32.77	28.28	4.49	38.54	26.77	11.77
2003	73.47	56.96	16.51	34.06	29.57	4.49	39.41	27.39	12.02
2004	74.94	57.53	17.41	33.44	28.85	4.59	41.50	28.68	12.82
2005	67.81	49.88	17.93	31.25	26.67	4.58	36.56	23.21	13.35
2006	75.53	56.35	19.18	32.02	27.77	4.25	43.51	28.58	14.93
2007	75.43	59.45	15.98	32.48	30.13	2.35	42.95	29.32	13.63
2008	66.27	51.54	14.73	26.02	24.30	1.72	40.25	27.24	13.01
2009	51.49	44.18	7.31	20.82	19.69	1.13	30.67	24.49	6.18
2010	62.54	53.14	9.40	24.58	23.95	0.63	37.96	29.19	8.77
2011	61.64	52.78	8.86	24.28	23.74	0.54	37.36	29.04	8.32
2012	61.10	52.62	8.48	23.66	23.28	0.38	37.44	29.34	8.10
2013	63.84	53.84	10.00	25.59	25.18	0.41	38.25	28.66	9.59
2014	63.91	54.99	8.92	26.66	26.14	0.52	37.25	28.85	8.40
2015	64.67	56.15	8.52	27.03	26.50	0.53	37.64	29.65	7.99
2016	67.43	58.91	8.52	28.55	27.85	0.70	38.88	31.06	7.82
2017	69.67	62.19	7.48	29.70	29.16	0.54	39.97	33.03	6.94
2018	73.55	64.47	9.08	30.55	30.00	0.55	43.00	34.47	8.53

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドで生産されている製材品のほとんどは、針葉樹のものである。2018 年の針葉樹製材品の生産量は 1,180 万 m³ (前年比 1 %増) で、経済危機により需要が減少した 2009 年をボトムに増加傾向で推移しているが、2000 年以降で生産量がピークであった 2003 年の 1,374 万 5,000 m³の 86%の水準にとどまっている。2018 年の広葉樹製材品生産

量は4万m³で、製材品生産量のわずか0.3%に過ぎない。広葉樹製材品の生産量は、2004年以降、減少傾向で推移している。

フィンランドでは、2018年に123万m³の合板を生産している。合板の生産量は2006年及び2007年の140万m³を超えるものと比較すれば1割程少ない水準ではあるが、ほぼ2008年の経済危機以前の生産量までに回復したといえる。合板以外の木質パネルについては、切削板が2011年に17万m³、繊維板は2012年に9万tの生産量を記録してから以降、工場数の減少により生産者の特定が可能になったため統計数値が公表されていない。

表6. 21 製材品生産量

	(1,000 m ³)		
	計	針葉樹	広葉樹
2000	13,420	13,320	100
2001	12,770	12,670	100
2002	13,390	13,280	110
2003	13,745	13,645	100
2004	13,544	13,460	84
2005	12,269	12,190	79
2006	12,227	12,145	82
2007	12,477	12,400	77
2008	9,881	9,800	81
2009	8,072	8,000	72
2010	9,473	9,400	73
2011	9,750	9,700	50
2012	9,441	9,400	41
2013	10,441	10,400	41
2014	10,845	10,800	45
2015	10,641	10,600	41
2016	11,450	11,400	50
2017	11,750	11,705	45
2018	11,840	11,800	40

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

表6. 22 木質パネル生産量

	合板	切削板	繊維板
	(1,000 m ³)	(1,000 m ³)	(1,000t)
2000	1,170	460	162
2001	1,145	430	152
2002	1,240	413	140
2003	1,300	399	146
2004	1,350	448	147
2005	1,305	456	149
2006	1,415	440	130
2007	1,410	400	126
2008	1,265	270	110
2009	800	170	100
2010	980	220	100
2011	1,010	170	100
2012	1,020	—	90
2013	1,090	—	—
2014	1,160	—	—
2015	1,150	—	—
2016	1,139	—	—
2017	1,241	—	—
2018	1,230	—	—

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

表6. 23 紙・パルプ生産量

	(1,000t)		
	紙	板紙	パルプ
2001	9,902	2,601	11,169
2002	10,050	2,738	11,731
2003	10,353	2,706	11,951
2004	11,178	2,858	12,614
2005	9,842	2,549	11,134
2006	11,172	2,977	13,115
2007	11,272	3,063	12,856
2008	10,229	2,897	11,624
2009	8,096	2,506	8,815
2010	8,929	2,830	10,508
2011	8,602	2,726	10,362
2012	7,936	2,758	10,235
2013	7,651	2,941	10,520
2014	7,451	2,958	10,466
2015	7,254	3,065	10,447
2016	6,809	3,336	10,916
2017	6,654	3,622	10,843
2018	6,725	3,819	11,660

資料: Luonnonvarakeskusデータベース

フィンランドの紙の生産量は、ここ数年、印刷紙と筆記用紙の需要が世界的に低迷しているため低調である。2018年の紙生産量は、672万5,000tと前年比微増にとどまっている¹²。一方で、板紙及びパルプの生産は、2008年から2009年にかけて減少するものの、

¹² Jan Viitanen & Antti Mutanen, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 2017-2018", Natural Resources Institute Finland, p 3.

その後生産量が回復している。2018年の生産量は板紙が381万9,000t（前年比5%増）と2001年以降最高の数値となり、パルプは1,166万t（前年比8%増）で2001年から2003年までの水準に戻している。

6-2-3 木材需要

フィンランドの木材需要について、まずは国内消費の動向を探るために主要林産物の名目消費量¹³を算出すると、2018年は丸太が1,184万m³（対前年比5%増）、製材品は374万7,000m³（同27%増）、合板は33万7,000m³（同12%）、パルプは814万2,000t（同6%増）となる。これらの名目消費量の概括的動向の特徴は、合板を除けば2008年の経済不況の影響により同年及び2009年に落ち込み、その後回復するものの2000年から2008年の間に築いたピークまでの回復していない点にある。2018年の名目消費量は、丸太は2000年以降のピークである2003年の1,374万5,000m³の86%、製材品は同じく2007年の602万8,000m³の62%、パルプは同じく2007年の1,060万6,000tの77%の水準にとどまっている。

2010年以降の経済回復を考慮すると、製材品の消費量の回復は思わしくない状況であると考えられる。製材品の名目消費量が回復しない要因としては、第一に輸出量が増加したこと、第二に欧州では2010年台に入ってからグルーラム、CLTその他の集成技術を用いた建築資材の生産量が増加し続けているので、製材品は生産され

¹³ 名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量

表6.24 主要林産物の名目消費量

	丸太 (1,000m ³)	製材品 (1,000m ³)	合板 (1,000m ³)	パルプ (1,000t)
2000	13,420	5,332	198	10,262
2001	12,770	4,918	196	9,540
2002	13,390	5,464	194	9,619
2003	13,745	5,920	195	9,630
2004	13,544	5,724	192	10,349
2005	12,269	5,120	228	9,230
2006	12,227	5,082	272	10,499
2007	12,477	6,028	288	10,606
2008	9,881	4,365	304	9,739
2009	8,072	3,490	208	7,528
2010	9,473	4,263	255	8,639
2011	9,750	4,129	269	8,243
2012	9,441	3,450	276	7,917
2013	10,441	3,654	262	7,778
2014	10,845	3,729	251	7,814
2015	10,641	3,201	251	7,674
2016	11,450	3,320	292	7,831
2017	11,750	2,942	299	7,665
2018	11,840	3,747	337	8,142

注：名目消費量 = (生産量 + 輸入量) - 輸出量
資料：Luonnonvarakeskusデータベース

写真 6.1 建設中の木造マンション



ヘルシンキ港コンテナヤード跡地の再開発事業として、木造マンション団地の建設が進行中。木造であることに加え、事業対象地とヘルシンキ駅を結んでいた貨物鉄道の線路跡地を自転車専用道に整備して地域住民に供することで、環境対応を木造マンション団地のセールスポイントにしている。

でも生産量としてはカウントされずに、これらのラミナとして使用されている可能性が考えられる。フィンランドにおいても環境対応をした「グリーンプロダクト」はブームになっており、CLTを使用した木造のマンションや大型施設の建設が盛んに行われている。

パルプの名目消費量については、2008年と2009年に減少し、その後2011年には824万3,000 tまで回復しているが、2012年以降は小幅な増減をしながら僅かに減少する傾向で推移している。

林産物の輸出は、2009年に世界中に蔓延した経済不況の影響を受けて減少し、その後概ね回復傾向にあるが、切削板及び繊維板並びに紙・板紙複合製品は低迷している(表 6.25)。

表6.25 主要林産物輸出量

	丸太 (1,000 m ³)	製材品 (1,000 m ³)	合板 (1,000 m ³)	単板 (1,000 m ³)	切削板 (1,000 m ³)	繊維板 (1,000 t)
2000	607	8,431	1,006	90	204	69
2001	459	8,135	1,009	97	218	72
2002	464	8,187	1,117	75	219	72
2003	504	8,168	1,172	78	199	68
2004	605	8,226	1,234	77	242	63
2005	862	7,663	1,173	71	230	67
2006	822	7,728	1,260	78	224	55
2007	751	7,081	1,239	73	183	47
2008	821	5,992	1,083	62	88	41
2009	618	5,109	683	44	49	34
2010	573	5,838	834	47	92	35
2011	830	6,115	863	47	86	41
2012	785	6,451	855	46	26	41
2013	998	7,154	920	47	24	40
2014	976	7,481	998	47	23	41
2015	947	7,881	981	52	21	43
2016	1,009	8,624	940	57	21	40
2017	1,111	9,376	1,039	58	21	44
2018	1,808	8,702	1,012	85	24	44

	パルプ (1,000 t)	紙 (1,000 t)	板紙 (1,000 t)	紙・板紙 複合製品 (1,000 t)
2000	1,794	9,709	2,324	394
2001	1,800	8,894	2,209	417
2002	2,243	9,116	2,310	420
2003	2,491	9,444	2,261	402
2004	2,481	10,218	2,461	410
2005	2,219	8,973	2,163	375
2006	2,977	10,401	2,552	412
2007	2,700	10,515	2,641	446
2008	2,378	9,297	2,599	409
2009	1,675	7,435	2,253	321
2010	2,321	8,259	2,545	349
2011	2,643	7,971	2,529	333
2012	2,871	7,377	2,555	300
2013	3,211	7,152	2,767	303
2014	3,106	6,983	2,800	293
2015	3,232	6,880	3,024	280
2016	3,588	6,320	3,258	282
2017	3,743	6,224	3,552	281
2018	4,114	6,346	3,682	281

資料: Ennonvarakeskusデータベース

丸太の輸出量は、2000年に60万7,000 m³であったが、2018年には180万8,000 m³と約3倍に増加した。2018年の輸出量は、前年の111万1,000 m³に対して63%増加している。2018年の丸太の主要輸出相手国はスウェーデンで、輸出量の74%にあたる133万2,000 m³を輸出した。フィンランドはスウェーデンの他、ドイツ、ポーランドなど20か国以上に丸太を輸出している。

製材品の輸出量は2017年に937万6,000 m³と2000年以降最も多くなったが、2018年の輸出量はそれから7%減少した870万2,000 m³であった。この輸出量は、同年の生産量1,184万m³の73%にあたる。欧州産針葉樹製材品の輸出市場では、供給過剰の様相が色濃くなり2018年秋から製材品輸出価格が低下に転じたこと¹⁴、主要市場である中国の経済成長に鈍化がみられ、さらに米中貿易摩擦により中国経済に先行き不透明感がみられるようになったことが製材品輸出量の減少につながっている。2018年の製材品の主要輸出相手国は、エジプト(128万2,000 m³)、中国(107万8,000 m³)であり、日本には92万m³を輸出した。

表6.26 国別丸太輸出量 (2018年)
(1,000 m³)

国名	輸出量
計	1,808
スウェーデン	1,332
ドイツ	130
ポーランド	97
エジプト	74
ラトビア	54
スロバキア	40
イギリス	31
その他	50

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の合板の輸出量は、101万2,000 m³と前年比で若干の減少(3%減)がみられた。この輸出量は、同年の生産量123万m³の82%にあたる。合板の輸出の主要輸出相手国は、ドイツ(17万2,000 m³)、英国(13万9,000 m³)、オランダ(13万3,000 m³)及びスウェーデン(12万3,000 m³)である。

表6.27 国別製材品輸出量 (2018年)
(1,000 m³)

国名	輸出量
計	8,702
エジプト	1,282
中国	1,078
日本	920
英国	913
アルジェリア	518
ドイツ	510
フランス	482
イスラエル	436
エストニア	380
オランダ	265
モロッコ	237
サウジアラビア	231
イタリア	139
オーストリア	129
デンマーク	110
ポーランド	107
チュニジア	104
その他	861

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の単板の輸出量は、8万5,000 m³で、前年比46%増加した。主要輸出相手国は

¹⁴ Jan Viitanen & Antti Mutanen, "Finnish Forest Sector Economic Outlook 201) -2020", Natural Resources Institute Finland, p 2.

エストニア（2万m³）である。

2018年の切削板の輸出量は2万4,000m³で前年比14%増加した。主要輸出相手国は、エストニア（1万4,000m³）である。

2018年の繊維板の輸出量は4万4,000tで、前年と同量であった。主要輸出相手国は、スウェーデン（2万1,000t）である。

表6.28 国別合板輸出量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸出量
計	1,012
ドイツ	172
英国	139
オランダ	133
スウェーデン	123
デンマーク	58
米国	55
ノルウェー	50
韓国	39
フランス	31
ベルギー	26
オーストラリア	24
スペイン	23
イタリア	20
その他	119

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.29 国別単板輸出量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸出量
計	85
エストニア	20
ラトビア	9
リトアニア	8
スウェーデン	7
マレーシア	6
オーストラリア	5
ポーランド	5
フランス	5
その他	20

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.30 国別切削板輸出量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸出量
計	24
エストニア	14
スウェーデン	5
アイスランド	3
ノルウェー	2

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.31 国別繊維板輸出量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸出量
計	44
スウェーデン	21
英国	10
その他	13

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年のパルプ輸出量は411万4,000tで、前年比10%増加した。この輸出量は、同年の生産量1,166万tの35%にあたる。パルプ輸出量は、2000年から2018年の間で2.3倍に増加している。パルプの主要輸出相手国は中国（135万3,000t）、ドイツ（53万2,000t）、イタリア（33万6,000t）及びオランダ（32万3,000t）で、輸出したパルプの三分の一は中国向けである。

2018年の紙輸出量は634万6,000tで、前年比2%増加した。しかし紙の輸出量は、2007年に2000年以降のピーク（1,051万5,000t）から後、減少傾向にある。輸出市場における印刷紙及び筆記用紙の需要低迷が、紙輸出量の減少につながっているといわれている。

表6.32 国別パルプ輸出量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸出量
計	4,114
中国	1,353
ドイツ	532
イタリア	336
オランダ	323
スウェーデン	256
トルコ	218
フランス	154
ポーランド	139
スペイン	116
エジプト	72
英国	57
スロバキア	37
ポルトガル	36
台湾	34
オーストラリア	32
韓国	30
タイ	30
アラブ首長国連邦	27
ギリシャ	26
リトアニア	21
日本	20
その他	265

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.33 国別紙輸出量（2018年）
(1,000m³)

国名	輸出量
計	6,346
ドイツ	1,246
米国	786
ベルギー	640
英国	629
スペイン	292
ポーランド	222
ロシア	207
トルコ	159
フランス	148
オーストラリア	135
インド	120
スウェーデン	99
イタリア	96
中国	91
南アフリカ	87
メキシコ	76
ウクライナ	74
日本	63
韓国	60
エジプト	54
ブラジル	54
コロンビア	53
その他	955

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

表6.34 国別板紙輸出量（2018年）

国名	輸出量 (1,000m ³)
計	3,682
ドイツ	528
ロシア	258
スペイン	253
米国	234
英国	231
ポーランド	195
イタリア	167
トルコ	144
スウェーデン	126
フィリピン	126
オランダ	102
ベルギー	89
日本	86
フランス	72
台湾	63
メキシコ	61
中国	52
その他	895

資料：Luonnonvarakeskusデータベース

2018年の板紙の輸出量は368万2,000 tで、前年比4%増加した。この輸出量は、同年の生産量（381万9,000 m³）の96%にあたる。板紙の主要輸出相手国はドイツ（52万8,000 t）、ロシア（25万8,000 t）、スペイン（25万3,000 t）、米国（23万4,000 t）、英国（23万1,000 t）であり、日本にも8万6,000 tを輸出している。

6-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令

6-3-1 森林資源管理及び丸太生産に係る法的手続き

森林資源管理のための主要法令は、森林法と自然保護法である。森林法は商業林の利用を、自然保護法は保護林の使用及び管理を定めている。森林管理の実務は、森林法によって管理する森林は林業センターが、自然保護法によって管理する森林はフィンランド天然資源研究所（LUKE）が国家森林監視システム（SFI）¹⁵を使用して行っている。このため、通常の産業用丸太の生産及び丸太生産により発生する伐根、枝、その他の副産物の生産は、森林法が適用される森林で行われている。なお、森林法では「伐採」を「樹木の伐倒及び伐採区域から山土場への搬出をいう」と定義している¹⁶。フィンランドでは、造林から育林、伐採及び搬出までの範囲に森林法を適用している。

さらに森林被害防止法は、通常の木材生産にあつては病虫害防止の観点からスプルーソまたはマツの林地残材並びに山土場及び貯木場（工場の土場及び倉庫を含む）の木材の管理方法を定め、病虫害被害が発生したときにあつては森林法で定めた伐採手続き以外の特別な方法による被害林分の伐採手続きを定めている。

そして後述のように共有林法、持続可能な森林管理の融資に関する法律及び森林再生物資の取引に関する法律が森林管理に係る法令として存在している。

（1）森林資源管理及び丸太生産のための法令

① 森林法（Metsälaki）

森林法は、生態系の多様性を保全しつつ優れた林産物の生産を持続的に行うため、経済、生態系、社会の各方面において持続的な方法で森林を管理し、利用する目的で制定された¹⁷。森林法は商用林の適正な利用のために制定され、自然保護区域の設置及び組入れ並びに天然記念物の保全に関する規定は、自然保護法に定めると規定している¹⁸。ただし、森林法でも商用林における生物多様性の保護に配慮がなされ、2013年に行われた同法の改正では、林業及び木材産業の操業条件並びに土地所有者の財産保護の改善とともに、森林の生物多様性保護の強化が組み入れられている¹⁹。

¹⁵ Sustainable Forest Inventory. 国及び地域の森林の情報を収集して統計その他の情報を生成するとともに森林計画の履行状況の監視を行うモニタリング機能を備えるシステム。同システムの情報は、政策立案、地域及び国の森林管理計画、林業投資計画その他の林業に係る活動の根拠として使用されている。

¹⁶ 森林法第2a条第1号。

¹⁷ 森林法第1条。

¹⁸ 森林法第2条第2項。

¹⁹ Section 2.1.2 Forest management and use and applicable restrictions, “The Main Content of the Proposal”, “Government Proposal to Parliament to Amend Forest Act and Chapter 48a, Section 3 of the Criminal Code” (HE75/2013), Finlex, 2013 (「第2.1.2 森林の管理、利用及び制限事項」、『森林法及び刑法第48a章第3条改正法案』(2013年HE75号)、フィンランド法務省データベース, 2013年)。

森林法は、その適用範囲を「林地に分類する区域における森林の管理及び利用」とし、表 6.35 に掲げる区域は森林法の適用対象外としている²⁰。

表 6.35 森林法の適用除外対象地

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自然保護法により設置された保護区域、自然保護を目的として国が購入した区域、国立公園局その他の国有地管理当局の保護決定に基づき管理する国有地。 ▪ 土地利用及び建築物法により保護対象に指定された区域。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林法が定めている森林限界保護区域を除く原生地保護法が定める区域。 ▪ 農業指定区域、林業指定区域及びレジャー利用指定区域を除く法的効力がある主要計画対象区域。 ▪ 国防軍の射撃場。
--	---

注：森林限界保護区域とは、森林限界の後退を防ぐために指定する保護が必要な区域（森林）をいい、森林法第 12 条の規定はこの区域の管理を定めている。

資料：森林法第 2 条。

森林法では、主伐、間伐及び被害木の処理伐採を含む伐採を行うときは、後に詳述する森林利用宣言書を作成し、林業センターに提出するよう定めている²¹。さらに、主伐を行うときは林分の更新を義務づけ²²、伐採は残存木の生育及び伐採区域外の環境に悪影響を及ぼさない方法及び森林の生育条件の悪化につながる地形の影響を回避する方法を採用するよう定めている²³。フィンランドにおける主伐は、「処理区域で 0.3ha を超える空地が生じた時点で完了」する定めを森林法で設けているため、通常の施業による主伐面積は 0.3ha が限度である²⁴。

なお、広範囲に病虫害の発生またはそのリスクがあるときは、森林被害防止法の規定に基づき、農林省が被害の拡大また発生を防ぐために土地所有者に必要な量の立木の除去または必要な被害防止措置を講ずる要求をする場合がある²⁵。そのときは森林法ではなく、森林被害防止法に定められた「伐採のための特別条項」²⁶の規定を適用した伐採を行う場合がある。

森林法は、伐採及び森林の更新、森林の生物多様性保全、森林限界及び保護区²⁷、監督及び罰則並びに雑則を定めている。この内、伐採及び森林の更新は、間伐の実施義務、主

²⁰ 森林法第 2 条第 1 項。

²¹ 森林法第 7 a 条。

²² 森林法第 5 a 条。

²³ 森林法第 6 条。

²⁴ 森林法第 5 a 条第 1 項。

²⁵ 森林被害防止法第 9 条。

²⁶ 森林被害防止法第 23 条。病虫害被害の防止または被害木処理のための伐採については、森林法第 5 条の間伐、第 5 a 条の主伐及び第 5 b 条の特別区域における伐採の規定を適用せずに同法第 9 条に定める農林省の決定による伐採を行うと規定。ただし、この伐採が適用される場合でも、森林法第 5 条・第 5 a 条が定める再造林義務は、適用除外としない。

²⁷ 森林法が規定する保護区は、風の影響が大きい島嶼部、沿岸部もしくは河岸部の居住地及び耕作地の保護または土砂崩れ防止のために森林法で定める森林保全に係る規定よりも強い制限が必要になる場合、農林省が最も影響が大きいと見込まれる場所に限定的に指定する（森林法第 13 条）。

伐及び更新の義務、特別区域における伐採、伐採実施方法、伐採者及び森林計画策定者の責務、土地所有者及び林業センターの通知義務並びに更新義務の履行を定めている。

伐採後の再造林は土地所有者の義務であり、この義務は伐採が完了した時点で生ずる。再造林は植林または天然更新により行う。植林による再造林は、義務が生じてから3年以内の完了が求められる²⁸。一方で天然更新及び播種更新の場合の更新完了期限は、地域別に10年から25年まで²⁹、播種更新の場合の地拵えを含む再造林のための作業開始時期は3年以内と定められている³⁰。再造林の履行は充分、かつ、均等な植栽で稚樹の平均樹高が0.5mに達し生育面で他の植生による影響を受けない状態に至ったときに完了したとみなされる³¹。

再造林に用いる樹種は、森林法が「再造林適合樹種」として指定している(表6.36)。さらに、森林法では植林用播種用の樹種としてヨーロッパダケカンバを指定しているが、この樹種は泥炭地、粘土もしくはシルトを主成分とする土壌または圧縮土壌の沼沢地で使用が認められ、その他の土地においては補助的樹種と位置付けられている³²。これら以外の樹種を再造林に使用するときは、林業センターに施業前に提出する森林利用申告書に苗木の生育の可能性及び再造林対象地への適応に関する十分な注記を加えなければならない³³。

表 6.36 再造林適合樹種

▪ マツ	▪ シベリアカラマツ	▪ ヨーロピアンエルム
▪ スプルース	▪ メープル	▪ スコッチエルム
▪ シダレカンバ	▪ アルダー	▪ リンデン(ボダイジュ)
▪ アスペン	▪ オーク	▪ アッシュ

資料：森林法第8a条。

天然更新については、土地所有者が必要に応じて下刈、雑草の生長阻止、地拵え、排水管理、補植、追加播種その他の稚樹の成長を確保するための作業をし、稚樹の生長を担保する条件整備が認められたときに完了の基準である³⁴。

② 自然保護法 (Luonnonsuojelulain muuttamisesta)

自然保護法は、生物多様性の維持、自然の景観及び科学的価値の保護、天然資源及び自然環境の持続可能な利用の促進、自然に関する啓蒙及び社会的関心の促進並びに科学調査

²⁸ 森林法第8条第3項。

²⁹ 森林法第8条第1項。

³⁰ 林業センター提供資料。

³¹ 森林法第8条第1項。

³² 森林法第8a条第1項。

³³ 森林法第8a条第2項。

³⁴ 森林法第8条第2項。

の促進を目的とし³⁵、適用範囲を自然及び景観の保護及び管理と定めている。

自然保護法は、自然保護計画、自然保護区及び天然記念物、自然生息環境の保護、景観保護、自然保護の実施、禁止命令、行政執行及び罰金、告訴並びに雑則を定めている。

森林法が適用外とし自然保護法が指定する保護区域とは、国立公園並びに自然保護区及び特別自然保護区で³⁶、この内、国立公園及び特別自然保護区は、国有地に設定する³⁷。これらの保護区では、樹木その他の植物の除去を含む自然環境に影響をもたらすいかなる活動も禁じられている³⁸。さらに、保護区である森林への立入、船舶の停泊及び航空機の着陸並びに森林内の通行及びキャンプは制限されている³⁹。ただし、自然保護区における狩猟にあっては狩猟法、漁労にあっては漁業法の規定の制限内での実施が認められている⁴⁰。

③ 森林被害防止法 (Laki metsätuhojen torjunnasta)

森林被害防止法は、健全な森林の維持及び病虫害の防止を目的とし、適用範囲は森林法が適用される森林、山土場、流通ターミナル及び加工工場の貯木場または倉庫その他の丸太及び丸太生産時に発生する枝、根株その他の副産物が存在する場所である⁴¹。

森林被害防止法は、病虫害が発生し拡散しやすい夏季における林地及び流通過程における丸太とその副産物の取扱いについて、昆虫の発生状況と自然環境条件により全国をAゾーン（南部）、Bゾーン（中部）及びCゾーン（北部）に区分し、森林の病虫害防止のために、木材を表6.37に示した樹種別伐採時期別ゾーン別移動期限内に伐採地または山土場から移動するよう定めている⁴²。ただし、何らかの理由でこれらの移動期限までに木材を伐採地または山土場か

図 6.1 森林被害防止法の木材取扱地域区分



出典：フィンランド林業センターウェブサイト
(<https://www.metsakeskus.fi/muistilista-metsatuholain-velvoitteista>) から転載。

³⁵ 自然保護法第1条。

³⁶ 自然保護法第10条。

³⁷ 自然保護法第11条・第12条。

³⁸ 自然保護法第13条。

³⁹ 自然保護法第18条。

⁴⁰ 自然保護法第17a条。

⁴¹ 森林被害防止法第1条及び第2条。

⁴² 森林被害防止法第3条。

ら移動できないときは、木材所有者は、表 6.38 に掲げたいずれかの措置を講じなければならない。

農林省は森林被害防止法に基づき、異常な量の被害木または広範囲に森林被害のリスクが生じた場合、危険な地域の土地所有者に必要な量の木材の除去または必要な措置の実行を要求する場合がある。さらに同省は、林業センターに森林被害対策のための緊急行動を命令する場合がある。この対策には、生物学的手段及び機械的手段を優先し、土地所有者との協議なしで実施できる⁴³。さらに、これらの措置がとられるときは、森林法が定める間伐、主伐及び特別区域における伐採に係る手続きは免除されるが、伐採を行った場合、再造林義務が土地所有者に課せられる⁴⁴。

表6.37 樹種別伐採時期別地域別木材移動期限

樹種	伐採時期	ゾーン	移動期限	備考
スプルース	自：前年の9月1日 至：当年の5月31日	A	7月15日	
		B	7月24日	
		C	8月15日	
	自：6月1日 至：8月31日	A	伐採後 30日	
マツ	自：前年の9月1日 至：当年の5月31日	A及びB	7月1日	製材換算材積で20m ³ 以下の林地残材または樫は適用除外。

注：移動期限は、伐採地または山土場からの移動期限をいう。
資料：森林被害防止法第3条。

表 6.38 木材移動の代替措置

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 木材をカバーで被覆。 ▪ 水面貯木。 ▪ 樫上部の木材を移動。 ▪ 剥皮。 ▪ 承認済病虫害処理剤による消毒。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ マツ製材品をマツ立木から隔離。 ▪ マツの樫の上部を広葉樹で被覆。 ▪ スプルースの樫を元口直径 10 cm未満のマツ又は広葉樹により被覆。 ▪ 木材中の昆虫飛散防止措置。
---	---

資料：森林法第4条。

④ 共有林法 (Lag om samfällda skogar)

共有林とは所有者の利益のために持続可能な林業の実践的使用を目的とした複数の不動産で構成する場所をいい、共有林法では共有林の管理、手続き、理事会、財務及び共有林の増減手続きを規定している。

⑤ 持続可能な森林管理の融資に関する法律 (Laki kestävä metsätalouden rahoituksesta)

この法律は、木材生産の持続可能性の確保、森林の生物学的多様性の維持及び森林生態系の管理事業に係る措置並びにこれらの活動を支援する措置に対して国が助成金またローン形式で行う融資の支援内容を規定している。

⁴³ 森林被害防止法第9条。

⁴⁴ 森林被害防止法第23条。

⑥ 森林再生物資の取引に関する法律 (Lag om handel med skogsodlingsmaterial)

森林再生物質とは、樹木の種子、植物及び苗木の一部をいい⁴⁵、森林再生物資の取引に関する法律は、森林再生物資の生産、市場取引及び輸入に適用される⁴⁶。欧州においては、生産に適した在来樹種の種子や苗木の管理が重要視され、各国で管理された種子や苗木は、「森林再生物資」として近隣国間で広汎に取引されている。

この法律は、森林再生物資を管理する植物生産検査センターの運営及び業者登録制度、森林再生物資の生産、森林再生物資の市場取引、監督官庁、検査及び監督、行政処分並びに罰則などを定めた雑則により構成されている。

(2) 丸太生産に係る法的手続き

① 森林所有者登記及び森林計画の策定

フィンランドの森林面積の半分を上回る個人有林の平均所有期間は約 20 年で、年間約 1 万 5,000 件の森林の変更登記がなされている。新たに森林を所有する者は、所有権を確定するために国土測量局に森林所有者の登記を行う。登記の内容は、国土測量局が運営する財産登記システムで管理している⁴⁷。

国土測量局に登記をした森林所有者は、森林計画 (10 か年計画) を作成しなければならない⁴⁸。フィンランドにおいて森林計画とは、単一または複数の林地区画における木材資源、林地の状況、価値管理方法及び利用形態に係る最新の計画をいう⁴⁹。多くの個人有林の森林計画の策定は、林業センターが行っている森林調査の結果を元に林業センターが計画案を森林所有者に提示し、必要に応じて森林所有者はこの案に立木の状態、土壌の変化その他の林業センターの森林調査で明らかにされていない森林の状態または森林所有者の森林経営の意向を推奨事項に盛り込む方法で行われている⁵⁰。

森林法では、森林計画に含まれる施業は、計画策定時点で有効な森林の管理及び利用の規定に基づかななくてはならないと定めている⁵¹。さらに、共有林は共有林法⁵²、森林組合

⁴⁵ 森林再生物資の取引に関する法律第 3 条。

⁴⁶ 森林再生物資の取引に関する法律第 1 条。

⁴⁷ 林業センターウェブサイト (<https://www.metsakeskus.fi/>)。

⁴⁸ 森林法の森林計画の規定は、同法第 4 a 条。農林省が策定する国家森林計画の規定は同法第 26 条第 1 項、フィンランド林業センターが策定する地域森林計画の規定は同条第 2 項。

⁴⁹ 森林法第 4 a 条第 1 項。

⁵⁰ フィンランド農林省担当官による説明。

⁵¹ 森林法第 4 a 条第 2 項。

⁵² 共有林法 (Yhteismetsälaki) の森林計画の策定に係る規定は、同法第 31 条。

有林は森林組合法⁵³、フィンランド正教会有林はフィンランド正教会規則⁵⁴がそれぞれ規定する森林計画の要件を満たす必要がある⁵⁵。

林業センターは森林計画の内容を審査し、承認したときに林業センターが運営する森林情報システムに森林計画の情報を入力して管理する。森林計画は、10年に一度見直しを行う⁵⁶。フィンランドでは、国土測量局への登記と林業センターによる森林計画の承認がないと、林業活動が行えない仕組みが構築されている。

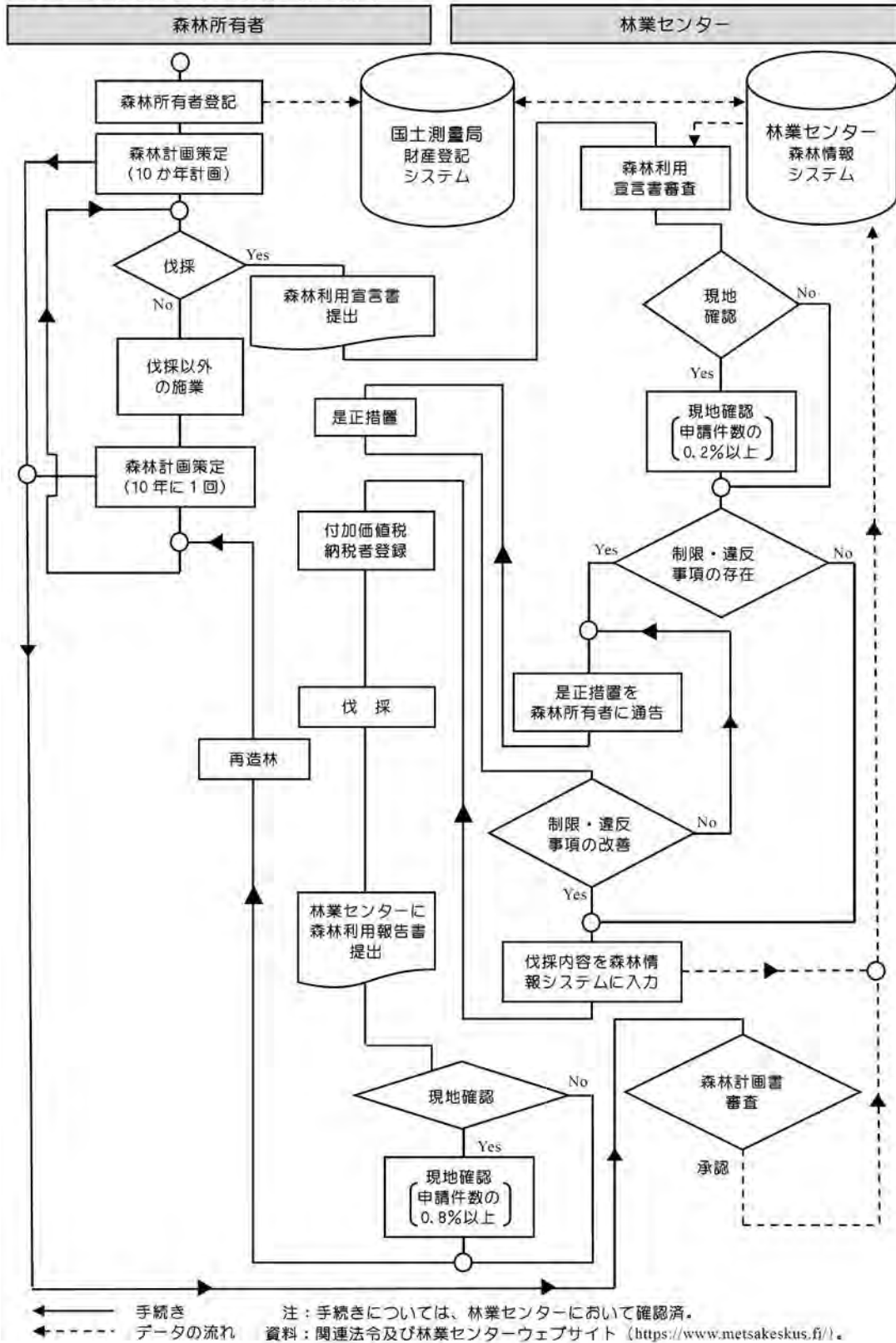
⁵³ 森林組合法（Laki metsänhoitoyhdistyksistä）の森林計画の策定に係る規定は、同法第10条第1項第1号。

⁵⁴ フィンランド正教会規則（Ortodoksisen kirkon kirkkojärjestys）の森林計画策定に係る規定は、同規則第117条。

⁵⁵ 森林法第4a条第3項。

⁵⁶ 林業センターウェブサイト（<https://www.metsakeskus.fi/>）

図 6.2 木材生産に係る行政手続の概要



私有林を対象にした林業センターの森林調査では、リモートセンシング調査、航空写真調査及び踏査により毎年約 150 万 ha の森林を対象として森林資源情報の取得を行う。具体的な調査内容は、森林面積、森林資源量、樹齢及び資源生長量である。森林調査が完了している森林の面積は私有林の 92% に達しているため、林業センターは 2020 年までに全ての私有林の調査を完了する予定である。さらに林業センターは、同一地域へのリモートセンシング調査の頻度について、これまで 10 年に 1 回の実施を目安としていたが、2020 年からは 6 年に 1 回実施するものとし、精度の向上をはかる予定である。

なお、現在、リモートセンシング調査と踏査によるデータの誤差はおしなべて少ないが、混交林及び複層林については一斉林と比較して誤差が出やすいので、林業センターは測定方法の改善をはかる予定である⁵⁷。

② 施業の実施と森林利用宣言書

森林所有者または正当な権限を与えられた当事者が胸高直径 13 cm 以上の立木の伐採を行うときは、林業センターに森林利用宣言書を提出しなければならない。森林利用宣言書の提出期間は、施業実施予定日の 3 年前から 10 日前までである⁵⁸。

森林利用宣言書への記載内容は、所有者または経営者並びに伐採件所有者の氏名及び連絡先、施業対象地の詳細な所在地、地籍番号、地図番号、面積の他、次の箇条書きに掲げた施業の内容であり、一枚の様式で 6 か所の林班の利用宣言ができる（図 6.3）。

- 伐採の目的（間伐、更新伐、特例伐採、土地利用変更または被災地復旧の別）。
- 特に重要な環境対象。
- 森林法第 11 条から第 16 条の規定を充足した 0.3ha 以上の皆伐⁵⁹。
 - 土壌の種類（緑豊かな新鮮な土壌、湿潤な起伏地、鉋物地または泥炭地の別）。
 - 実施方法（皆伐、天然更新、天然萌芽更新、列状伐採またはその他の別）。
 - 現存する再生樹種（マツ、スプルース、シルバーバーチ、カバまたはその他の別）。
 - 更新方法（天然更新、播種または植林の別）。
 - 地掻方法（地掻、馬糞、盛土または不要の別）。
 - その他の施業（除伐、除草、枯葉除去、火入れまたは水路の別）。
- 保育伐の実施方法（間伐、択伐または小径木伐採の別）。

⁵⁷ 林業センター提供資料及び林業センター担当職員による説明。

⁵⁸ 森林法第 14 条第 1 項。

⁵⁹ 「0.3ha 以上」とは、森林法第 5 a 条の規定が定める皆伐の最大面積（0.3ha）の意。

森林利用宣言書の様式は、林業センターのウェブサイトから pdf 形式のファイルでダウンロードできる。森林所有者は、この様式に所有者または経営者及び伐採権所持者の氏名及び連絡先とともに林班別の施業内容を記入して林業センターに提出する。林業センターへの森林利用宣言書の提出は郵送でも可能であるが、ウェブサイトからダウンロードした pdf 形式の森林利用宣言書の様式のファイルは、ファイルを閉じると自動的にインターネットを経由して林業センターに送信される仕組みになっている。2016 年及び 2017 年の二か年平均で、林業センターには年間約 12 万件的森林利用宣言書の提出があった⁶⁰。

森林所有者から森林利用宣言書を受け取った林業センターは、森林利用宣言書の内容を審査する。審査は書類審査と現地確認によって構成される。

書類審査は、森林利用宣言書で施業の宣言があった林班の登記内容、森林計画及び施業履歴並びに森林資源状況が主な対象で、森林利用宣言書記載事項の整合性と宣言された施業の妥当性に焦点をあてている。書類審査では、林業センターの森林情報システムのデータベースに蓄積されたデジタルデータも利用する。ただし、林業センターによれば 2018 年にこのデジタルデータだけで書類審査が完了した森林利用宣言書は、全体の約 10%であった。林業センターは、デジタルデータを利用した書類審査の割合を高めるべくデータの整備をすすめている最中であるが、全ての森林利用宣言書の書類審査がデジタルデータを使って完了するようになるまでには、しばらく時間がかかりそうである。


現地確認について林業センターは、森林利用宣言書提出件数の 1%以上を対象とする方針を持っている。この割合の内訳は、伐採前に行う確認件数が 0.2%以上、伐採後に行うものは 0.8%以上である。現地確認対象の選定は、「リスク分析に基づく選定」(Risk Analyses Based Approach)により保護林、重要な動植物生息地またはこれらのバッファゾーン(緩衝地帯)の隣接地で行われる伐採を優先している。林業センターは、この条件に該当する森林利用宣言書の事案について、伐採前に現地で正確な境界確定その他の保護地域の保全確保状況を確認するとともに、伐採後も再生林の達成を確認する⁶¹。林業センターは、年間約 1,200 件から約 1,500 件の現地確認を行っている⁶²。

⁶⁰ 林業センター提供資料。

⁶¹ 林業センター担当職員による説明。

⁶² 林業センター提供資料。

図 6.3 森林利用宣言書の様式



Metsänkäyttöilmoitus

1 Omistajan/hallintoalueen haltijan yhteystiedot

Nimi	Sähköposti
Puhelin +358	Postitömpäkki
Lähiosoite	Postinumero

2 Kiinteistötiedot

Sijaintikunta	Kylä	Kilmetönnäms tai kilmetön nimi ja rekisterinumero
Sijaintikunta	Kylä	Kilmetönnäms tai kilmetön nimi ja rekisterinumero

3 Hakkuualueen haltija

Hakkuualueen haltijan (puunostaja) yhteystiedot, nimi, osoite, puh.	
Sähköposti	

Suomen metsäkeskus täyttää

Nro	Saapunut
-----	----------

Käsittely- ja kuviofiedot (kuikin käsittelyalue ja kuvio omalle rivilleen)

Käsittely- alueen numero	Kunnan numero	Pinta- ala ha	Hakkuun tarve	Ei-tyyseen tarkasta alityyppäistä.	Korvat 11 - 15 täydellään alueista, jolla tehdään uudistushakkuu sekä metsätalouden vuoksi toteutavassa puunkorjauksessa		Kaavetus- hakkuu																																																																																						
					9 Ei-tyyppäistä numero ohjasta laksassa alityyppäistä	10 Tönnämsästä laksassa alityyppäistä																																																																																							
4	5	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

18 Käsitelyalue sijaitsee suojametsäalueella tai suoje-alueella

19 Lisätiedot (ilmoitettava pakolliset lisätiedot ks. täyttöohjeet)

20 Allekirjoitus

Paikka ja aika	Allekirjoitus (Omistaja tai valtuutettu)
	Nimen selvitys
	Laatijan vaihdettun nimi, osoite, puhelin ja sähköposti

21 Liitteet Kartta Valtakirja (jos täytät ja allekirjoitat omistajan puolesta) Muita kpl

図 6.3 森林利用宣言書（仮訳）（つづき）

森林利用宣言書

①所有者/経営者連絡先

氏名	E-mail
地番	〒
住所	〒

フィンランド林業センター
No. 受理

③伐採権所持者

伐採権所持者（木材購入者） 連絡先：氏名、所在地、電話番号

E-mail

②詳細

地名	E-mail
地番	〒
住所	〒

⑩又は氏名及び登録番号

⑪又は氏名及び登録番号

④採取地域及び詳細（採取地域別、項目別）

森林法第 11-18 条を充足した 0.5ha を超える子地の伐採

採取地域番号	地名	地番	面積	伐採の目的	特に重要な生態系地域での活動		採取方法		採取方法		採取方法		採取方法		採取方法
					⑨ 生息地/ドライランド番号	⑩ 特別重要な生態系地域での活動	⑪ 採取方法	⑫ 採取方法	⑬ 採取方法	⑭ 採取方法	⑮ 採取方法	⑯ 採取方法			
					⑩ 特別重要な生態系地域での活動	⑪ 採取方法	⑫ 採取方法	⑬ 採取方法	⑭ 採取方法	⑮ 採取方法	⑯ 採取方法	⑰ 採取方法	⑱ 採取方法	採取方法	
					⑩ 特別重要な生態系地域での活動	⑪ 採取方法	⑫ 採取方法	⑬ 採取方法	⑭ 採取方法	⑮ 採取方法	⑯ 採取方法	⑰ 採取方法	⑱ 採取方法	採取方法	

⑮ 採取地域の放棄

⑯ 必要追加情報は表を参照のこと

⑳ 署名

署名（所有者又は承認者）

氏名（姓）

氏名/代理人の氏名、住所、電話番号、E-mail

林業センターは、森林利用宣言書に記載された施業または実施されている施業が森林法に抵触すると疑う合理的な理由があるときまたは森林利用宣言書に記載された主伐後の稚樹の生育が見込めない合理的な理由があるときは、土地保有者または伐採権所有者と協議して是正に努める。土地保有者または伐採権所有者は、林業センターにこの協議の結果修正した是正計画書を提出する。しかし、この協議が不調に終わり、かつ、計画されたまたは実施されている施業が森林法に違反していると疑う合理的な理由があるときは、食料局⁶³が林業センターの提言を受けて、その施業の無期限または有限の禁止命令を発することができる。林業センターの提言を受けた食料局が禁止命令を発するときは、過料法に基づく過料通知を添えて命令書を発する。食料局は、禁止命令の根拠が消滅したときに命令を取り消す⁶⁴。

なお、病虫害または風害その他の立木の大きな損傷に対応するための伐採は、伐採対象立木が重要生物生息域に存在するときを除き、森林宣言書の提出を要さない。ただし、伐採または損傷木もしくは枯死木の回収を行うときは、事前に林業センターに立木被害があった範囲を示さなければならない⁶⁵。

さらに、自家消費目的の伐採その他の次表に掲げた伐採については、森林利用宣言書の提出を要さない⁶⁶。

表 6.39 森林利用宣言書の提出を要さない伐採

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 立木の大きな損傷に対応するための伐採 (伐採または損傷木もしくは枯死木の回収を行うときは事前に林業センターに被害範囲を提示)。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自家消費目的の伐採。 ▪ 送電線下及び上下水道管敷設のための伐採 ▪ 道路または送電線敷設のための小規模な伐採。
---	--

資料：森林法第 14 条第 2 項。

森林所有者は年間で 1 万ユーロを超える木材の売上が見込まれるときは、伐採を行う前に付加価値税納税者登録をしなければならない。フィンランドでは、一次生産者に付加価値税の納付義務がある。

伐採については、森林法では伐採は残存木の育成及び伐採区域外の環境に悪影響をもたらさない方法で実施すること、林分育成条件の悪化につながる地形への影響を回避することが定められ、伐採による林分への悪影響、立木の損害及び地形への影響の判定は関連

⁶³ この業務は、EU 及びフィンランドの補助金を管理していた地方行政庁 (Finland Agency for Rural Affair) が所管していたが、2018 年に地方行政庁と食品安全庁 (Finish Food Safety Authority) の統合が行われ、統合した機関の名称は食料局 (Finish Food Authority) と定めた。二つの機関が統合したものの、地方行政庁内にあった組織は変更することなく食料局に組み込まれている。

⁶⁴ 森林法第 16 条。図 6.2 では、通常の行政手続を明確にするために、この事項の手続きを省略している。

⁶⁵ 森林法第 14 条第 5 項。

⁶⁶ 森林法第 14 条第 2 項。

規則で定めると規定している⁶⁷。

森林所有者は、森林利用宣言書により実施した施業が完了したときに森林利用報告書を林業センターに提出する。林業センターが施業後に行う現地確認は、森林利用報告書の提出を受けて実施する。

林業センターは、審査の結果、森林利用宣言書の内容に問題がない場合または森林利用宣言書の不適合部分の是正がなされた場合、伐採の内容を森林情報システムに入力し管理する。

さらに前述のように再生林は、土地所有者に課された義務であり、伐採後、必ず実施しなければならない⁶⁸。

6-3-2 国産材丸太の合法性証明方法

フィンランドの国産材丸太の合法性を証明する書類は、林業センターが受理した森林利用宣言書と検量士が作成した検量報告書または検量通知書である。施業の合法性は森林利用宣言書により、その施業において生産された木材の合法性を確認するための量は検量報告書または検量通知書により確認できる。

林業センターは上記の森林利用宣言書の審査が完了すると、同宣言書の右上の欄に受理番号を入れて森林所有者に書類を送付する。林業センターの受理番号が記載された森林利用宣言書は、行政機関が発行している合法的な伐採を証明する唯一の書類である。

工場検量報告書は、国産の丸太、伐根、枝その他の未加工木材の検量方法、機器及び検量結果通知の手順を定めている木材検量法⁶⁹に基づき、資格者である検量士が工場に入荷した木材の検寸・検量結果を、図 6.4 に示した様式により同法の運用を管轄するフィンランド天然資源研究所（以下、「天然資源研究所」という。）に報告するものである⁷⁰。

一般の取引で交わされる検量に係る書類（検量通知書）は、工場の検量士が計測した検量結果を工場が「受領書」に記載して検量当事者に通知している。この検量通知書には定められた様式が存在しないが、記載されている検量結果は図 6.4 の様式で作成した工場検量報告書の内容と整合していなければならない。

⁶⁷ 森林法第 6 条。

⁶⁸ 森林法第 5 a 条第 1 項の規定は、主伐をするときは林分の更新を担保しなければならないと定め、第 9 条第 1 項の規定は、土地所有者は本法第 8 条の規定が定める更新義務を履行しなければならないと定めている。

⁶⁹ Laki puttavaran mittauksesta (404/2013)、(括弧内の数字は法令番号)。

⁷⁰ 木材検量法第 22 条。

なお、工場の検量士は、検量を行う前に天然資源研究所に検量場所を特定する情報を登録しなければならない。この情報には、次の事項が含まれる⁷¹。

- 工場の検量士の氏名、連絡先及び検量を行う場所。
- 検量現場で使用する測定方法と測定機器。
- 検量を開始する時間。
- 検量結果の使用目的（輸送、作業または契約）。

⁷¹ 木材検量法第 34 条。

図 6.4 工場検査報告書の様式



TEHDASMITTAUSILMOITUS

I(5)

Tehdasmittausilmoituksesta säädetään laissa puutavaramittauksesta.
 Tehdasmittausilmoitus on tehtävä ennen puutavaran tehdasmittauksen
 aloittamista ja laissa määritetyssä sekunsa tapulimeissa nimitöksistä

YHTEYSTIEDOT

Tehdasmittaaja (yhtiö) <input type="text"/>	
Osoite <input type="text"/>	Postinumero ja -toimipaikka <input type="text"/>
Yhteyshenkilö <input type="text"/>	Sähköposti <input type="text"/>
Puhelinnumero <input type="text"/>	
Mittauspaikka <input type="text"/>	Maakunta <input type="text"/>
	Postinumero ja -toimipaikka <input type="text"/>
Osoite <input type="text"/>	Sähköposti <input type="text"/>
Yhteyshenkilö <input type="text"/>	
Puhelinnumero <input type="text"/>	

ILMOITUSTIEDOT

<input type="checkbox"/>	Puutavaran tehdasmittauksen käynnistäminen <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Mittauksen aloittamisaikakohita <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Muutosilmoitus <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Muutos koskee:
<input type="checkbox"/>	Tehdasmittauksen toteuttajaa (yhtiö)
<input type="checkbox"/>	Mittauksessa käytettäviä mittausmenetelmiä
<input type="checkbox"/>	Mittalaitteen käyttösuoraa
<input type="checkbox"/>	Puutavaran tehdasmittauksen lopettaminen <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Mittaus lopetettan aikana <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	Puutavaran tehdasmittaus siirtyy toiselle toimijalle
<input type="checkbox"/>	Toimija ja yhteystiedot: <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>

Voimassa olevan tehdasmittausilmoituksen päiväs

ALLEKIRJOITUS

Päikkä ja aika <input type="text"/>
Allekirjoitus <input type="text"/>
Nimen selvitys <input type="text"/>

LISÄTIEDOT

<input type="text"/>

図 6.4 工場検量報告書の様式（つづき）（仮訳）

工場検量報告書

工場検量報告書は、木材検量法で定める報告で、工場検量の通知及び法令で定める事項を変更する前に作成されなければならない。

連絡先

検量会社名 [1]			
検量会社所在地 [2]	郵便番号、		
担当検量士氏名 [3]	電話番号	Eメールアドレス	
検量実施工場または最終出荷地 [4]	州名 [5]		
サンプリング検量現場所在地 [6]	郵便番号		
検量責任者氏名 [7]	電話番号	Eメールアドレス	

備考

報告事項

<input type="checkbox"/> 工場検量通知 検量開始日時	[8]	<input style="width: 100%;" type="text"/>
<input type="checkbox"/> 工場検量変更事項	[9]	
<input type="checkbox"/> 変更事項		
<input type="checkbox"/> 工場検量士（会社）		
<input type="checkbox"/> 検量方法		
<input type="checkbox"/> 検量機器		
<input type="checkbox"/> 検量完了日時	[10]	<input style="width: 100%;" type="text"/>
<input type="checkbox"/> 工場検量データを伝達するオペレータの連絡先		<input style="width: 100%;" type="text"/>
<input type="checkbox"/> 保管している有効な検量報告書の日付 [11] <input style="width: 100%;" type="text"/>		

署名

場所及び時間	<input style="width: 100%;" type="text"/>
署名	<input style="width: 100%;" type="text"/>
氏名（楷書）	<input style="width: 100%;" type="text"/>

工場検量報告書の1頁目の連絡先欄には、検量実施者及び検量現場を特定する情報を記載する。同欄の「サンプリング検量現場所在地」はサンプリング検量を行う場合、検量現場所在地を記載する。同頁の報告事項欄は、検量開始日時及び検量完了日時の他、天然資源研究所の登録している情報を変更する必要があるときの変更内容を記入するためのものである。

具体的な検量結果は、木材の用途別輸送手段別検量方法別検量単位別検量結果の使用目的別数量として工場検量報告書の2頁目に記載する。

工場での検量は、天然資源研究所の公認検量士によるモニタリング検査により精度の維持がはかられている。モニタリング検査で検出されたエラーは、公認検量士が工場の検量士に一定期間内では是正を求める定めになっている⁷²。

一般的な丸太の生産及び取引においては、林産企業を含む森林所有者は自伐または素材生産業者への委託により丸太を生産している。丸太の検量は、フィンランドで一般的に使用しているハーベスタで自動的に行える。森林所有者は、ハーベスタで検量した数値と後日販売先の工場で検量した結果を照合して取引量を確認している。

なお、木材検量法では、検量当事者間で検量結果に疑義が生じたときには、公認検量士による再検量または誤差や疑義の原因究明の方法が定められている⁷³。

6-3-3 丸太の輸送に係る法令等

フィンランドでは、伐採が森林法に基づき実施された場合、生産された木材は持続可能性の原則に合致しているとみなしている⁷⁴。森林法では伐採を「樹木の伐倒及び処理区域からの山土場への搬出をいう」と定義している⁷⁵。すなわち、生産された丸太の山土場までの搬出は伐採行為であるため、通常の丸太搬出は前述の森林利用宣言書を林業センターに提出して承認を得てから行われる。

この他の丸太の移動に係る規制または制限としては、木材・木材製品の市場投入に関する法律で定められている販売禁止措置がある。これは、デューデリジェンスシステムを備えずに木材や木材製品を販売したときまたはデューデリジェンスシステムに重大な不備

⁷² 木材検量法第40条。

⁷³ 木材検量法第27条-第33条。

⁷⁴ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第48a条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013年、第4.3項。

⁷⁵ 森林法第2a条第1項。

が検出されたときに、食料局が是正命令を発したにもかかわらず是正措置がとられなかったときに執行される措置である⁷⁶。国産材については森林法を遵守していればデューデリジェンスを実施しているとみなされているので、この販売禁止措置は輸入材を取扱う業者を対象としている。

6-3-4 森林認証システムの活用状況

(1) 森林管理認証

フィンランドの森林管理認証面積は、FSC 認証が 162 万 3,311ha⁷⁷、PEFC 認証は 1,808 万 2,222ha⁷⁸である。フィンランドの森林面積（約 2,280 万 ha）の内、FSC は 7%、PEFC は 79%の森林を認証していることになる。2018 年中頃の少し古いデータではあるが、FSC と PEFC が発表している両スキームの認証を重複して取得している森林は、フィンランドに 158 万 1,434ha 存在する。この重複面積が変わらないと仮定して計算すると、フィンランドの約 8 割の森林が森林管理認証を取得していることになる。

森林管理認証取得事業者数は、FSC 認証が 16 件、PEFC 認証は 9 件である。フィンランドの木材生産の担い手は、民間が主体で、個人所有者も積極的に森林認証にグループ認証のメンバーとして参加しているほか、国際的な林産企業も系列企業とグループを形成してグループ認証を取得している。林産企業の認証取得事業者の中には、複数の認証グループに所属しているものがある。

表6.40 森林認証の取得概要

		(ha、件)	
		FSC認証	PEFC認証
森林認証	森林認証面積	1,623,311 (2019年10月)	18,082,222 (2019年9月)
	認証取得事業者数	16	9
	グループ認証件数	2	6
	グループ認証参加事業者数	8	8
	単独認証事業者数	8	1
CoC認証	認証取得事業者数	291	399
	グループ認証件数	34	37
	グループ認証参加事業者数	153	187
	単独認証事業者数	138	212

資料1：森林認証面積は、FSC 認証はFSC, "Facts & Figures", October 11, 2018、PEFC 認証はPEFC, "PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification", September 2019に掲載されている数値。

2：認証事業者に係る数字は、2019年11月20日現在、FSC及びPEFCのウェブサイトに掲載していた名簿を集計した。

森林管理認証については、私有林所有者を組織化して広大な面積の森林の認証を実現している。その代表格が持続可能な森林協会（Kestävän Metsätalouden Yhdistysry）である。こ

⁷⁶ 木材・木材製品の市場投入に関する法律第9条。

⁷⁷ FSC, "Fact & Figures", October 11, 2019.

⁷⁸ PEFC, "PEFC Global Statistics", September 2019.

の協会は、地域別に5つの認証グループを組織し、森林所有者にPEFC認証への参加を呼びかけ、現在では1,300万ha以上、フィンランドのPEFC認証面積の73%にあたる森林で認証を取得している⁷⁹。

(2) CoC 認証

CoC 認証取得事業者数は、FSC 認証が291件、PEFC 認証は399件である⁸⁰。CoC 認証もグループ認証の率が高く、認証取得事業者数に占めるグループ認証参加事業者の割合は、FSC 認証が53%、PEFC 認証は47%とほぼ半数を占めている。CoC のグループ認証は、同一企業の複数の事業所により形成していることが多い。

CoC 認証によるトレーサビリティは、同じスキームのCoC 認証を取得した事業所間で成立する。しかし、バイヤーがCoC 認証を取得していなくても、合法性証明のためのバイヤーの要求により、CoC 認証を取得しているシッパーが認証番号を記入したインボイスその他の貿易関係書類を提供しているケースがみられる。

(3) 森林認証システムの活用状況

フィンランドは欧州屈指の林産物の生産国であり輸出国である。フィンランドの林産企業はかねてより顧客の国の林産物の規格に合わせて製品を生産して出荷するとともに、製品の品質確認を輸出先企業で定期的に行い、輸出先の要望を積極的に受け入れて輸出市場の維持、拡大に努めてきた。

1990年代に入ってからフィンランドの林産企業は、経営の標準化をはかって競争力をつける目的で、さらに社会的に企業の環境対応への関心が高まったことから自社の環境対応を客観的に積極的にアピールするために、先駆的にISO9001及びISO14001並びに森林認証の導入をはかってきた。

本項では森林認証システムの活用状況の事例として、フィンランドの代表的な国際林産物企業である大手三社を対象に、これらの企業が公表している年次報告書記載内容に基づき報告する。これらの企業では保有生産林の全てで森林管理認証を取得しているとともに、取扱っている全ての林産物は認証材またはFSC認証のコントロールドウッド材もしくはPEFC認証のコントロールドソース材である。

① A社の事例

A社の2018年の販売額は104億8,300万ユーロで、販売額の62%は欧州向け、20%はアジア向け、12%は北米向けであった。同社はグループ企業で、山林経営の他、紙・

⁷⁹ <http://kestavametsa.fi/>

⁸⁰ 2019年11月29日現在。

パルプ、木材製品、木質バイオ製品及びバイオディーゼルオイルを製造し、自社で発電した電気の販売（売電）も行っている。

A社は、保有する国内外の全ての森林で森林管理認証をグループ認証として取得している。同社は持続可能な森林経営の維持を宣言しており、第三者認証である森林認証材を持続可能な合法的産地からの調達である証明のツールとして用い、調達している全ての木材をCoCにより管理している。

同社はFSC認証のグループ認証を促進する方針で、フィンランド国内におけるFSC森林管理認証取得面積は約40万haに達している。A社の2018年末の森林保有面積は97万1,000haで、フィンランドに51万2,000ha、米国に7万6,000ha、ウルグアイに25万8,000ha（人工林）の森林を所有している他、ウルグアイに12万5,000haのリース林を保有している。2018年のこれらの森林における木材生産量は、約460万m³であった。

さらにA社の木材取扱量に占める森林認証材の割合は81%で、残りの19%はFSC認証のコントロールドウッド材またはPEFC認証のコントロールドソース材である。

2018年にA社は原料として原木を2,760万m³、パルプを190万t、古紙を250万t使用し、木材製品を280万m³、紙・板紙を910万t、パルプを350万t出荷している。

② B社の事例

B社は木材製品の他、紙、板紙、パルプ及び梱包用資材の生産を行っており、紙部門では欧州第2位の規模を誇っている。2018年の販売総額は104億8,600万ユーロで、国別販売額は、欧州が73%を占め、ドイツ（販売総額の13%）及びスウェーデン（同10%）での販売額が高くなっている。2018年の欧州以外の地域での販売額は中国（同9%）が多く、日本向け販売額は2億8,500万ユーロであった。

B社は国内外に93万3,000haの森林を所有し、その96%にあたる全ての生産林で森林管理認証を取得している。

2018年のB社の木材入荷量（丸太、チップ及び鋸屑）は3,870万m³で、購入しているパルプとともに全量が森林認証材またはFSC認証のコントロールドウッド材もしくはPEFCのコントロールドソース材である。木材入荷量の89%は社有林を中心とした天然更新林を含む人工林、11%は人工造林地（植林地）が供給源になっている。同社は、工場に入荷する全ての丸太、チップ、鋸屑及び購買パルプを持続可能な供給源から取得する方針を実行している。これを確実にするツールとしてISO14001及び森林認証のCoCを活用して森林経営サイクルを構成する各部分の持続性を保証している。

さらにB社は認証材の安定的な獲得のために、同社に木材を供給しうる森林所有者の森林管理認証取得の支援を行ってきた。フィンランド国内では、私有林所有者のFSC森林管理認証取得を支援した結果、2018年には同社にFSC認証材を供給した私有林所有者は20件から135件に増加し、これらの森林所有者が所有する認証林面積は4,000haから3万haにまで拡大している。

このような活動はB社がロシアに保有する森林でも行われ、2018年に同社はWWFロシアの協力を得てフィンランドと接しているカレリア地方において、FSCの森林管理認証を取得しているグループを集めてトレーニングを行うとともに、FSCの森林管理認証のグループにB社のリース林を組み込んでいる。

さらに、B社はブラジルに1万6,000haのユーカリ人工林を含む3万8,000haの森林を所有しており、この森林はFSC及びPEFCの森林管理認証を取得している。フィンランドがブラジルから輸入しているパルプは、この森林から生産された木材をB社とブラジルの製紙企業が共同出資しているパルプ工場で加工したユーカリパルプである。

B社は、2018年に原料として原木を351万m³、チップ及び鋸屑を60万m³、古紙及び購買パルプを280万t使用し、木材製品を509万5,000m³、紙・板紙を459万1,000t、パルプを201万7,000t生産している。

③ C社の事例

C社は、フィンランド国内の約10万3,000人の森林所有者（所有面積は私有林面積の約半分）がオーナーになっている企業の子会社である。

C社は5つの企業で構成されるグループ会社で、山林事業から木材製品、パルプ、紙類の生産までを行っている。

C社の主な木材供給者はフィンランド国内の森林所有者であり、木材の集荷はトレーダーを介して毎年約3万5,000件の森林所有者から行っている。C社は使用している原料が持続可能な経営の下で生産されている事実を重要視しており、森林認証はそれを保証するシステムとして活用している。2018年に同社が取り扱った3,640万m³の木材は全て持続的に管理されトレーサビリティが可能なものであり、この内の88%はFSCまたはPEFCによる認証材である。C社の森林管理部門は、認証材の安定供給のために森林所有者に森林認証の取得を促しており、2018年末までに7,580人の森林所有者がC社の専門家を通じてPEFCの森林管理認証をグループ認証として取得している。

C社の2018年の販売額は、57億ユーロであった。2018年にC社は原料として原木を

2,586万4,000 m³、パルプを17万t、古紙を38万4,000t使って、木材製品を262万6,000 m³、パルプを443万5,000t、板紙を186万6,000t、ティッシュペーパーを60万9,000t、耐油紙を4万6,000t、バイオ製品を12万3,000t生産している。

6-4 EU 木材規則の実施

6-4-1 EU 木材規則に関連した国内法令と体制

(1) 法令の改正と執行体制

フィンランド政府は、EU 木材規則（以下、「EUTR」という。）のフィンランド国内での実施のために法整備を行った。フィンランドへの EUTR 導入のために制定した法律は、木材及び木材製品の市場投入に関する法律（Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitokesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta）（以下、「市場投入法」という。）であり、フィンランド政府は、同法の制定と前後して、EUTR の実行に必要な改正をいくつかの法令について行っている。

制定または改正が行われた主な法令は、次のものである。

① 市場投入法の制定及び刑法改正

市場投入法は、EUTR 及び EUTR に基づき発効した法律行為のフィンランドでの実施を目的として 2014 年 1 月 1 日に施行した。

フィンランドでは、「違法伐採材」の法令上の定義を市場投入法により示している。同法は「違法伐採材」を「EUTR 第 2 条 (g) の規定に掲げている木材をいう」と定義している⁸¹。EUTR 第 2 条 (g) の規定では、「違法伐採」を「伐採国の適用法に違反した伐採」と定義している。

内国での伐採及び国産材の合法性確保については、市場投入法の制定及び刑法改正法案に方針が示され、同法案には「伐採は、森林法及び伐採に関する他の法令を遵守しなければならない。森林法の目的は、森林が持続可能な適正な生産を続け、生物多様性を維持できるように経済、生態系及び社会の各側面において持続可能な森林の管理及び利用を担保することにある。伐採が森林法に基づき行われる場合、フィンランドで生産された木材は持続可能性の原則に合致したとみなせる」⁸²と記されている。すなわち、森林法及び伐採に係る諸法令で厳格な森林及び木材生産の管理を行っているので、法令が定めた行為及び手続きを経た国産材は合法であるとの解釈である。

なお、EUTR 第 5 条の規定は、取引業者 (Trader) に木材または木材製品のサプライチェーン全体を通じて納入した取引業者または事業者 (Operator) を特定する義務を課している。しかし、フィンランドではこの義務の履行を国内の全ての取引業者に課していない。フィンランドの法令が定めるサプライチェーンの把握については、木材検量法第 22

⁸¹ 市場投入法第 3 条第 4 項。

⁸² 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013 年、4.3 項。

条の規定による天然資源研究所への工場検量結果の報告で実施されているだけである。

市場投入法の制定及び刑法改正法案では、EUTR の要求事項を、デューデリジェンスの実施を前提として⁸³、第一に管轄官庁を一つ以上指定すること⁸⁴、第二に罰則規程を設けて規則遵守を担保する措置を設けること⁸⁵と整理している⁸⁶。フィンランド政府は国会において同法案により、前者にあっては市場投入法の制定、後者にあっては刑法の環境犯罪の章に「木材犯罪」の規定⁸⁷を加える提案をした。

フィンランド政府は EUTR の第一の要求事項である管轄官庁を一つ以上指定する件について、市場投入法第 2 条の規定で、市場投入法の実施に関して次表に掲げた管轄官庁及び協力機関が職務を遂行すると定めて対応した。

表6.41 木材市場投入法執行体制

区分	機関名
管轄官庁 (Competent Authority)	食料局 (Finnish Food Authority)
協力機関	林業センター (Finnish Forest Centre)
	税関 (Finnish Customs)
	フィンランド環境研究所 (Finnish Environment Institute)
監視団体 (Monitoring Organization)	BM TRADA Suomi (フィンランド Tampere市)
	Bureau Veritas Finland (フィンランド Helsinki市)
	Control Union Certifications B.V (オランダ Zwolle市)
	DIN CERTCO (ドイツ Berlin市)
	NEPCon (エストニア Tartu市)
	SGS Finland (フィンランド Helsinki市)
	Soil Association Woodmark (英国 Bristol市)

資料：木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条及び食料局提供資料。

市場投入法の具体的内容については、昨年度の報告書⁸⁸に掲載したので記載を省略する。ただし、フィンランドでは 2018 年から行政組織の再編が行われ、これにともない市場投入法が指定している管轄官庁が地方行政庁 (Agency for Rural Affairs) から食料局 (Finnish Food Authority) に変更された事実が昨年度の調査後に判明した。このため、昨年度の報告書と本報告書に記載している行政機関の名称が異なっているので注意されたい。

⁸³ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 § :n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年、第 1 項。

⁸⁴ EUTR 第 7 条。

⁸⁵ EUTR 第 19 条。

⁸⁶ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 § :n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年、2.4 項。

⁸⁷ 刑法第 48a 章第 3 b 条。

⁸⁸ 林野庁、平成 29 年度林野庁委託事業、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (欧州地域等) 報告書」、2019 年 3 月、236 頁。

すなわち、市場投入法制定当初から 2018 年上半期までは、地方行政庁が管轄官庁に指定され、食品安全局（Finnish Food Safety Authority）が税関、林業センター及びフィンランド環境研究所⁸⁹とともに管轄官庁が割り当てた業務を遂行する「協力機関」に指定されていた⁹⁰。しかし、主に EU からの補助金を地方自治体に配分する業務を行っていた地方行政庁は小規模な組織であったため、2018 年下半期から食品安全局から名称を変更した食料局の一部署として、それまでの組織を変更することなく組み込まれた。現在、管轄官庁の業務は、食料局の中の旧地方行政庁の部署⁹¹が引続き担当している⁹²。

フィンランドの市場投入法の特徴の一つは、監視団体に係る規定がないことである。このため管轄官庁である食料局は、EUTR 第 8 条第 4 項の規定が定める管轄官庁による監視団体の定期的な検査を実施していない。

EUTR 第 19 条の規定が定めた加盟国における罰則規定の設定については、刑法第 48 章（環境犯罪）の中に第 3（b）条として「木材犯罪」の条項を加えて対応した。刑法第 48 章第 3（b）条の規定の本文には、「EUTR に違反して違法に伐採された木材またはその木材から製造された木材製品を事業目的で販売した者には、他の法律によるより厳しい罰則⁹³が適用されなければ、木材犯罪に対する罰金または 6 か月以下の懲役を課す」と記されている。

表6.42 罰則の対象行為

区分	罰則対象行為
1. 故意の違法行為	森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。 森林法または自然保護法が定める伐採禁止地域での伐採。 原産地情報の入手努力を怠った場合。 合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置した場合。 違法木材の認識がありながら流通または取引をした場合。
2. 故意のデューデリジェンスシステム履行義務違反	流通（出荷）禁止措置違反またはその未遂。 デューデリジェンスシステム未設定。 デューデリジェンスシステムの重大な不備（リスク評価及びリスク低減の体制未整備並びに原産地国情報の欠落）。
3. トレーサビリティ義務違反	トレーダーが供給先の情報を故意に破壊した場合（トレーサビリティ情報に関する軽微な不備は故意とみなさない）。

資料：フィンランド食料局提供資料

木材犯罪の罰則に該当する行為は、故意の違法行為、故意のデューデリジェンスシ

⁸⁹ フィンランドで CITES のリストに掲載された動植物の取引の許可書発行業務を担当している機関。

⁹⁰ 木材及び木材製品の市場投入に関する法律第 2 条。

⁹¹ Market Department。

⁹² 食料局市場投入法担当官による解説。

⁹³ 輸出入に係る EU 規則違反または森林及び自然保護の関連法令違反の罰則は、罰金または 2 年以下の懲役。

テム履行義務違反及びトレーサビリティ義務違反であり⁹⁴、これら三つのカテゴリーに含まれる罰則対象行為は表 6.42 に掲げたものである。この内、区分の 2 及び 3 の事項は、「重大な違反」とみなされ⁹⁵、管轄官庁が発する是正命令の対象になる⁹⁶。

市場投入法では、デューデリジェンスシステムに係る義務の遵守に不備が認められたときは、管轄官庁が事業者にデューデリジェンスシステムの不備の是正または不適合行為の中止もしくは是正を完了するまでの期限を示した書面による勧告を通達する定めになっている⁹⁷。そして、次に示した場合で、この通達が指定した期日までに是正がなされないときは、管轄官庁は事業者に期限付きの改善命令を発する。

- 事業者がデューデリジェンスシステムを備えずに木材または木材製品を販売した場合。
- 事業者のデューデリジェンスシステムに重大な不備が繰り返し見つかった場合。

管轄官庁は、改善命令が指定した期日までに改善がみられない場合、事業者が是正せずに扱った木材または木材製品の販売を禁止できる定めになっている⁹⁸。

この禁止措置は、「合法的に伐採された木材及び木材製品のみが流通できる」という概念の提示が目的で、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止及び防止する手段に関する条約（文化財不法輸出入等禁止条約）⁹⁹との関連から、違法な行為により取得された財産は、法令による保護の対象外であるという概念を大前提としている¹⁰⁰。

罰則の対象行為に該当するかの判断にあたって重要なのは、その行為が「故意」であったかどうかの判断である。故意の判断基準は、刑法が定めている。刑法の規定によれば、加害者が起こした結果の原因が加害者の目的である場合または生じた結果を特定の行動もしくは可能性として予想していた場合は、結果を故意に引き起こしたとみなす¹⁰¹。

違反者の行為が故意であると判断するためには、過失ではない事実を証明しなければならない。刑法は過失について、状況により要求または必要とされる注意義務に違反した

⁹⁴ 市場投入法第 12 条。

⁹⁵ 市場投入法第 9 条。

⁹⁶ 食料局提供資料及び市場投入法担当官による解説。

⁹⁷ 市場投入法第 8 条。

⁹⁸ 市場投入法第 9 条。

⁹⁹ Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property.

¹⁰⁰ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、2013 年、第 4 項。

¹⁰¹ 刑法第 3 章第 6 条。

とき、その行動は過失となると定め、さらに「重過失」については、注意義務の重要性、危険にさらされた利益の重要性、違反の可能性、危険を選択した意図及び行為並びに加害者に関連するその他の状況を総合的に評価して決定すると定めている¹⁰²。

違反行為が故意に該当するか、木材が違法伐採材に該当するかの判断は裁判所が下す。このため管轄官庁は、違法行為を疑うに十分な根拠がある事案を見出したときは、軽微な事案または公共の利益を理由にその事案のより詳細な調査を必要としない場合を除き、公判前調査を実施するための違法行為に係る報告を公判前調査機関に行う義務を負っている。市場投入法では、検察官にあっては被疑者を市場投入法違反または木材犯罪で告訴する前に管轄官庁と協議すること、裁判所にあっては違反行為または犯罪に係る聴取を行うときは管轄官庁に聴取を行う機会を与えた上で審議に入ることを定めている¹⁰³。

② 森林法改正

改正した森林法 (Metsälaki) は 2013 年 6 月 13 日に制定され、2013 年 12 月 20 日に施行された。このときの森林法改正法案では、林業振興、地権者保護及び生物多様性維持の強化並びに森林法遵守の監督権限の簡素化がなされた。この法案には、EUTR を直接表現する字句はないが、EUTR は各国が制定する罰則について「効果的で均衡がとれ抑止力があるもの」を要求しているため¹⁰⁴、同法案では森林に係る犯罪を過失から重過失に変更する必要性が唱えられ、これが国会に提出された市場投入法制定の法案に、刑法に「木材関連違法行為」の規定を加える改正案を併記する根拠の一つになっている。さらに、この森林法改正では、森林利用宣言書の提出期限の明確化が行われた¹⁰⁵。

③ 木材検量法改正

木材検量法 (Laki puutavaran mittauksesta) は 2014 年 6 月 27 日に改正法が制定され、2015 年 1 月 1 日に施行された。同法の改正法案では、改正の背景の一つとして EUTR の制定をあげ、EUTR は具体的な検量そのものには影響を及ぼさないものの、デューデリジェンスの実施における国産材の正量取引及び売手と買手の役割を重要視しているため改正が必要であると述べている¹⁰⁶。同法改正の目的は、木材取引量の拡大及び検量当事者¹⁰⁷間の信頼性の向上並びに全ての種類の木材製品の新たな市場開拓及び取引契約環境の

¹⁰² 刑法第 3 章第 7 条第 1 項・第 2 項。

¹⁰³ 市場投入法第 11 条。

¹⁰⁴ EUTR 第 19 条第 2 項。

¹⁰⁵ 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”) (HE 75/2013)、2013 年の法案主旨説明。

¹⁰⁶ 『木材検量法改正法案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta”) (HE 192/2012)、2012 年、2.3 項「国際開発及び EU 規則」。

¹⁰⁷ ここでの検量当事者とは、売手及び買手をいう。

改善にあった¹⁰⁸。

フィンランドの丸太、チップその他の輸出用を含む未加工木材の取引は、木材検量法の規定により検量士の有資格者が行う検量結果¹⁰⁹に基づかななくてはならない。この検量結果は、図 6.4 として掲げた「工場検量報告書」の様式により天然資源研究所に送られ¹¹⁰、同研究所のデータベースで管理される。このデータベースの数値は、林業センターがデータベースで管理する森林利用宣言書の内容と照合できるので、工場検量報告書の数値をもとに工場が発する納品書は、森林利用宣言書とともに合法性の書類として認められている。

多くの林産物を輸出するフィンランド材の合法性の信頼度を高めるために、より精度が高い検量方法及び検量手順の設定並びに検量結果の疑義解決¹¹¹を含む検量当事者の権利の見直しを行う木材検量法の改正は、EUTR を国内に導入するために必要な事項であった。

④ 強制措置法改正

強制措置法 (Pakkokeinolaki) が 2013 年 12 月 30 日に改正され、2014 年 1 月 1 日に施行された。EUTR 第 10 条の規定は、管轄官庁は事業者に課された義務及びデューデリジェンスシステムの実施の遵守を検査し、検査において不適合結果が生じたときは、木材及び木材製品の押収または販売禁止措置を緊急の暫定措置として講じられると定めている。フィンランドでは、この不適合事案の内容が刑事事件であるときに、強制措置法の押収規定及び出荷停止規定を適用して対応する。

EUTR のフィンランド国内への導入のために行われた強制措置法の改正内容は、「輸送中の物品の没収」¹¹²及び「押収または再加工防止のための出荷停止」¹¹³並びに家宅捜索に係る規定¹¹⁴の見直しであった。

「押収または再加工防止のための出荷停止」の規定は、逮捕権限を有する者が押収を決定すると定めている。押収できる物件については、刑法の規定により「犯罪によっても

¹⁰⁸ 『木材検量法改正案』(“Hallituksen esitys eduskunnalle laiksi puutavaran mittauksesta”) (HE 192/2012)、2012 年、第 3 項「法案の主な対象及び目的」。

¹⁰⁹ 木材検量法第 4 章 (第 20 条-第 26 条)。

¹¹⁰ 木材検量法第 22 条及び第 32 条。

¹¹¹ 木材検量法第 27 条-31 条。検量当事者間に工場での検量結果に係る疑義が生じたときは、天然資源研究所に公式検量を申請できる。同研究所の公式検量士は、検量の技術的な面から疑義の原因を究明し、必要に応じて再検量を実施し、検量当事者に調査結果または公式検量の結果を通知できる。

¹¹² 強制措置法第 7 章第 5 条。

¹¹³ 強制措置法第 7 章第 6 条。

¹¹⁴ 強制措置法第 8 章。

たらされた物」と定義され、ライセンスを得ることなく行った罰則対象行為によりもたらされた物品も押収対象物件になっている¹¹⁵。

原則として、押収行為を実施できる機関は警察である。税関は、法令により犯罪の防止または捜査を行う上で必要と判断できる合理的な根拠があるときでも、押収できる物品は通関手続きを経ていないものに限定され、物品に違法性があっても輸入の差止めはできるが押収はできない¹¹⁶。ただし、警察は、関税法で定める税関措置の執行権¹¹⁷とともに違法に生産、輸入及び加工された物品を押収する権限を持っている¹¹⁸。

このように、フィンランドでは刑事事件に係る物品については、捜査当局により強制措置法が規定する押収または出荷停止措置がとられるものの、行政当局である管轄官庁には、刑事事件の捜査権限及び強制措置法上の押収または捜査の権限がない。このため市場投入法の遵守を確認する検査で違法行為が検出されたときの管轄官庁の対応は、是正勧告及び是正命令並びに販売禁止命令の発令または捜査当局への違反の通報に限られている。

6-4-2 EU 木材規則の実施

(1) 市場投入法関連機関

① 管轄官庁 (Competent Authority) 及び協力機関

フィンランド国内での EUTR の実施を目的とした市場投入法は、2014 年 1 月 1 日に施行され、この施行により EUTR がフィンランド国内で実施できるようになった。

現在のフィンランドの EUTR 実施機関は、管轄官庁としての食料局、協力機関としての林業センター、税関及びフィンランド環境研究所である。

管轄官庁であり、市場投入法の輸入林産物に係る監督を行っている食料局は、2019 年 9 月現在、本部をフィンランド南西部のセイナヨキ市 (Seinäjoki) に置き、首都ヘルシンキ市を含む全国 20 か所に支部を配し、約 1,000 人の職員を擁している。この内、市場投入法担当官の人数は、旧地方行政庁の職員であった 4 人である。市場投入法に係る通常の実務は、輸入林産物にあつては食料局が税関の協力を得ながら、国産材にあつては林業センターが行っている。

② 監視団体 (Monitoring Organization)

EUTR では監視団体にデューデリジェンスシステムの管理、定期的評価及び事業者が

¹¹⁵ 刑法第 5 条。

¹¹⁶ 関税法第 14 条。

¹¹⁷ 警察法第 10a 条。

¹¹⁸ 警察法第 14 条。

利用する権利の承認並びに事業者によるデューデリジェンスシステムの適正な利用の確認及びこの確認により重大なまたは反復的違反が検出されたときの管轄官庁への通報を含む適切な措置の履行の義務を課している¹¹⁹。

監視団体は、団体からの認証申請を受けた欧州委員会が加盟国と協議した上で加盟国にその認証を通知する¹²⁰。フィンランドでは、表 6.41 に掲げた七つの団体が監視団体として登録している。しかし、前述のようにフィンランドでは監視団体に係る法令の規定がないため、管轄官庁である食料局は、国内で活動する監視団体の登録は行っているものの、EUTR が規定する監視団体の定期的検査¹²¹は行っていない。さらに食料局では、監視団体が管理しているデューデリジェンスシステムの事業者（Operator）による利用状況を含む監視団体の活動状況についても把握していない。

監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムの企業による利用については、フィンランド林産物協会でもそのような情報に接したことがないという。フィンランドでは ISO による企業行動の標準化が広く普及し、大手林産物企業が設定した行動規範及び調達基準を数多くの中小規模の下請企業及び取引先企業も遵守せざるを得ない体制が構築されている。大手林産物企業の行動規範及び調達基準は、ウェブサイトで一般に公開され、誰でも入手できるようになっている。さらに、デューデリジェンスを含む企業の行動及び調達について、大手林産物企業は自社内だけでなく下請企業及び取引先企業への教育訓練も行い、さらに林産物団体も教育支援を続けている。

このようなことから、市場投入法が施行される前に企業の行動規範及び調達基準としてデューデリジェンスを実施するための基礎が既に構築されていたため、市場投入法施行後に監視団体が用意しているデューデリジェンスシステムをあえて導入する林産物企業が現れなかったまたは少なかったと考えられている。ただし、林産物の輸入は日常的継続的に行う者だけで占められているわけではない。市場投入法の法案には、2012 年実績で EU 域外から木材及び木材製品を輸入した約 2,500 社の内、年一回しか輸入をしていない業者が 1,500 件程度存在したと記されている¹²²。市場投入法施行当時、管轄官庁であった地方行政庁及び関係団体は、市場投入法の施行前に数多くのセミナーを開催し、同法施行後も広報活動を行った。しかし、年一回の「スポット的」輸入を行う企業や個人で団体に加入していない者の中には、市場投入法施行前のセミナーに参加していない者がいたため、デューデリジェンスシステムの知識がない者及びデューデリジェンスシステムに係る

¹¹⁹ EUTR 第 8 条第 1 項。

¹²⁰ EUTR 第 8 条第 2 項。

¹²¹ EUTR 第 8 条第 4 項。

¹²² 『木材及び木材製品の市場投入に関する法律及び刑法第 48a 条改正案』（“Hallituksen esitys eduskunnalle laeiksi metsälain ja rikoslain 48 a luvun 3 §:n muuttamisesta”）（HE 75/2013）、4.2 項。

文書を備えていない者が相当数存在していた¹²³。食料局は、このような企業への指導を現在も継続し、法令違反の防止をはかっている。

③ 事業者 (Operator) 及び取引業者 (Trader)

市場投入法における事業者及び取引業者の定義は、EUTR に同じである¹²⁴。EUTR では事業者を「木材または木材製品を市場に出荷するあらゆる個人または法人をいう」と定義し、取引業者を「商業活動の過程で、域内市場へ既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入するあらゆる個人または法人をいう」と定義している¹²⁵。具体的には、フィンランドでは輸入林産物の事業者は EU 域外から林産物を輸入する者であり、国産材の事業者は森林所有者である¹²⁶。

農林省及び食料局は、前段落の定義に該当する者をそれぞれ事業者または取引業者と位置付けて、市場投入法の運用及び監督を行っている。しかし、事業者及び取引業者の登録制度は設けていない。すなわち、農林省及び食料局は登録した特定の者ではなく、「木材または木材製品を市場に出荷した個人または法人」を事業者、「商業活動の過程で、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入した個人または法人」を取引業者と位置付けて市場投入法を執行している。

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物を輸入した事業者数は、約 2,000 件である。

(2) 林業センターによる国産材の検査

国産材について市場投入法の運用を管理している林業センターの業務は、内国の森林管理及び木材生産における森林法その他の森林関連法令の遵守確認にある。その具体的な内容と手順は、6-3-1 項の (2) で詳しく述べたので、この項での報告は省略する。

(3) 管轄官庁による林産物輸入事業者の検査

食料局提供資料によれば、2018 年に EUTR の対象となる林産物の輸入額は、約 6 億 3,000 万ユーロで、主要輸入相手国はロシア (80%)、ブラジル (9%)、中国 (3%) であった。EUTR 対象林産物を輸入する事業者 (Operator) は約 2,000 件であり、上位 100 件の事業者が輸入額の 94% を、550 件の事業者が 1 万ユーロ以上の EUTR 対象林産物の輸入を行っている。

¹²³ 食料局及びフィンランド林産物協会での聞き取り調査結果。

¹²⁴ 市場投入法第 3 条第 2 項・第 3 項。

¹²⁵ EUTR 第 2 条 (c) 及び (d)。

¹²⁶ 農林省担当官による解説。隣国スウェーデンでは、素材生産を行う者を事業者としている。

EUTR 対象林産物の 8 割を占めるロシア産林産物の内訳は、主にロシア北西部産のスプルース、パイン及びカバのパルプ用材（ロシアからの輸入額の約 45%）、チップ及びペレット（同 20%）及び製材品（同 20%）である。ロシアとフィンランドの間では、チップを加工工場から隣国のペレット工場にまたは製造したペレットを隣国に、トラックで輸出することが多く、輸入件数ではチップ及びペレットが一番多くなっている。

ロシアから EUTR 対象林産物を輸入する事業者数は約 300 件であり、上位 10 件の事業者が輸入額の 75%以上を占めているが、これら輸入を行っている事業者の多くは「ワンマンオペレーター」と称される一人または数人で輸入業務を行っている事業者である。

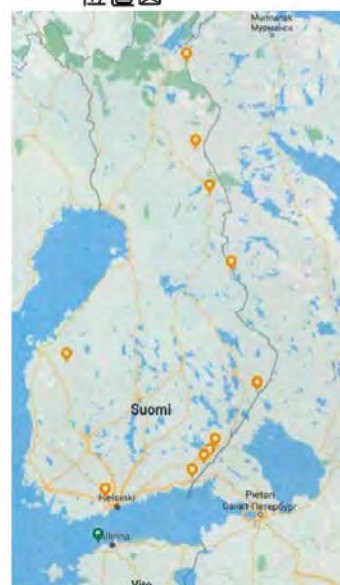
ロシアからの林産物は、フィンランドとロシアの国境にある九つの税関のいずれかを經由し、輸送手段はトラック及び鉄道による陸送が主体であるが、ごく少量の林産物は船舶を使用して輸入されている¹²⁷。

食料局は、ロシア産林産物について、関連法の執行及び違法伐採の状況または樹種分布の地域差¹²⁸を充分考慮し、一般報道機関による報道、環境保護団体の情報、輸出企業のウェブサイトに掲載される情報その他の違法伐採及び違法取引に係る情報の収集を重要な業務の一つとして位置付けている。

① 検査対象の特定と年間検査計画の作成

食料局の上級省庁である農林省によれば、市場投入法が定める事業者への検査は、EUTR の規定¹²⁹及び費用対効果の面から、国産材を生産する事業者を含めて全件検査ではなく「危険分析に基づく検査（Risk Analyses Based Inspection）」の手法を採用している。危険分析に基づく検査とは、検査対象をリスク評価またはリスクに係る情報を基にリスクをはらんでいる物品に特定して実施するものである。さらにこの検査の目的は、市場投入法が定める事項の遵守の「確認」にあり、同法違反行為の「取締り」は含まれていな

図 6.5 フィンランド・ロシア国境上の税関位置図



出典：食料局提供資料。

¹²⁷ (2) の項目のここまでのデータの出典は、食料局提供資料及び同局担当官の解説。

¹²⁸ 食料局では、ロシアの地方行政における法令の解釈及び執行状況がヨーロッパロシアとその他の地域で異なる事実注目して対応している。

¹²⁹ EUTR 第 10 条第 2 項。

林産物輸入を行っている事業者の検査は、食料局が毎年作成する年間検査計画に基づき実施する。

検査対象は、違法伐採に係る情報が存在する輸出相手国別または産地別に製品、樹種その他の輸入林産物のカテゴリーを特定し、これらに危険度の評価により優先順位をつけながら検査対象物品をさらに特定して、該当する物品を輸入した事業者を対象に検査を行う。輸入林産物の危険度評価では、認証材であれば「危険度が低い」と評価している。現在、輸入林産物検査件数の内の約50%は、ロシアから林産物を輸入している事業者に対する検査となっている。

年間検査計画には、食料局と農林省との協議内容または農林省からの指示を組み込む。さらに、食料局に市場投入法違反の情報がいったとき及び日常実施している情報収集において市場投入法違反が明らかになったときは随時検査を実施する。

図 6.6 税関が食料局に提供している通関データ

INC	PYM	VUOSI	KK	MAA	UMBA	KALUPPA	STAPA	TAKEN	CH	FALIGUSI	tarvottor	TAVNNA	TAVNNAI	NUM_1	ASINIMI_1	VIRHEIMI_1
10000218010101000	31.01.2018	58	SI	CH	CH	NO	5	5000	58219010	0	43.00	1	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	BUCHEK&LANGENTHAL	
100000180101052500	31.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58219085	1	5.00	2	Operator name (hidden)	Isomäe Finland Oy	PROVISION GROUP LLC	
179810180160000000	16.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58011100	27464	1875.00	3	Operator name (hidden)		ODG LAFLANDIA TRAKS	
103002180000000000	08.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	3115	3624.00	4	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
103002180000000000	09.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	382	10207.00	5	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
103002180000000000	09.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	1134	12096.00	6	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
103002180210000100	22.01.2018	58	SI	NO	NO	LI	5	5000	54016010	1063	12622.00	7	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	BAND AS	
100002180070000000	07.01.2018	58	SI	US	US	LI	5	5000	58149070	2	99.00	8	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	KRAVET FABRICS	
100099718021000000	24.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58151000	5658	7796.00	9	Operator name (hidden)	Nurmimies Logistics Services Oy	ZAO SAURBIT KAPPA ST PETERSBURG	
100099718021000000	24.01.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58151000	248	212.00	10	Operator name (hidden)	Nurmimies Logistics Services Oy	ZAO SAURBIT KAPPA ST PETERSBURG	
100099718020000000	10.02.2018	58	SI	RU	RU	LI	5	5000	58151000	5286	4818.00	11	Operator name (hidden)	Nurmimies Logistics Services Oy	ZAO SAURBIT KAPPA ST PETERSBURG	
191189180210000000	11.01.2018	58	SI	CH	CH	NO	5	5000	58151000	1	13.00	12	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	SINYANG INT'L ENTERPRISE LTD	
103101180100001000	17.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	171	1980.00	13	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETREK AG	
103101180200004000	22.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	109	624.00	14	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETREK AG	
103101180200000000	20.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	413	2125.00	15	Operator name (hidden)	DSV Road Ab	WETREK AG	
103101180200000000	10.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58159000	1	25.00	16	Operator name (hidden)	Federal Express Corporation	WETREK AG	
103101180200000000	04.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58201010	2091	4989.00	17	Operator name (hidden)	Schenker Oy	Foilder Akate Enterprise Co., Ltd	
102101180000000000	08.01.2018	58	SI	CH	CH	LI	5	5000	58213000	1	190.00	18	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	GERBER INSTRUMENTS AG	
141011801000001000	19.01.2018	58	SI	PH	PH	LI	5	5071	58151000	1	2.00	19	Operator name (hidden)	DHL Freight (Finland) Oy	EPSON PRECISION (PHILIPPINES), INC	
191189180110021000	11.01.2018	58	SI	JP	JP	LI	5	5000	58211010	9	48.00	20	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	EPOCH COMPANY LTD	
191189180200001000	20.01.2018	58	SI	JP	JP	LI	5	5000	58211010	64	216.00	21	Operator name (hidden)	DHL Express (Finland) Oy	EPOCH COMPANY LTD	
103118010001000000	16.01.2018	58	SI	US	US	LI	5	5000	58213000	43	775.00	22	Operator name (hidden)	DHL Global Forwarding (Finland) Oy	HENRY PENNY CORPORATION	

出典：食料局提供資料

年間検査計画の策定及び日常的なモニタリングに使用する主な情報は、税関が提供する情報及びウェブサイトに掲載されている情報である。

税関は、食料局に随時、通関データの電子ファイルを提供している。このデータには、輸入物品の統計番号及び品名、数量、金額、サプライヤー及びバイヤーの名称及び所在地並びに物品の産地及び経由地が含まれている。データを受領した食料局は、このデータを分析し、日常的なモニタリングの他、年間検査計画の検査対象事業者を特定する作業に使用している。

130 市場投入法第5条及びEUTR第10条。

農林省は食料局に、EUTR 対象の林産物輸入事業者 30 件並びに EUTR 対象林産物を取扱っている事業者及び FLEGT ライセンス取得者の内、少なくとも 1% を対象（合計検査対象約 200 件）とした 2019 年の年間検査計画の作成を命じている¹³¹。

② 輸入林産物取扱事業者への検査

食料局が年間検査計画に基づき行う輸入林産物を取扱う事業者への検査は、電話でのインタビュー調査を主体とし、その結果、必要に応じて事業者を訪問する現地検査を実施している。

電話によるインタビュー調査では、デューデリジェンスの認識を問うことから始まり、主にデューデリジェンスシステム文書の設置、デューデリジェンスのために行った情報収集の内容、物品のリスク評価及びリスク低減措置について聞き取り調査を行う。

インタビュー調査により現地検査の必要が生じたときは、食料局職員が事業者と現地調査の日時を打合せした上で事業者の事業所を訪問して、次の検査プログラムを 2 時間半から 4 時間かけて実施する。

- 検査の主旨説明。
- リスクアセスメント及びリスク低減手順を含むデューデリジェンスシステムの実施状況の聞き取り。
- デューデリジェンスシステムの適切な機能及び手順に係る文書と記録の検査。
- デューデリジェンスシステム文書の確認。

食料局は、現地検査により不適合事項が検出された事業者には 3 か月以内に不適合事項を是正するよう指導し、翌年、再び現地検査を行う。

食料局によれば、これまでの検査では、年に一回または数年に一回輸入を行っている事業者にデューデリジェンスの認識の欠落または文書の不備が検出されたが、ここ数年は市場投入法に基づく林産物輸入の正しい手順が広く定着し、不適合検出件数は少なくなっているとのことである。

（４）監視団体の活動

EUTR は監視団体の要件として、第一に法人格を有し EU 内で法的地位を有すること、第二に業務遂行上の適切な専門知識及び能力を有すること、第三に業務遂行にあたり一切利害衝突がないと保証できることをあげている¹³²。

¹³¹ 食料局提供資料。

¹³² EUTR 第 8 条第 2 項。

欧州委員会は、表 6.41 に掲げた団体をフィンランドで活動する監視団体として、管轄官庁との協議を経て認証している。認証された七つの監視団体の内、フィンランド国内に事業所を設置している団体は三団体で、その他はフィンランド以外の EU 加盟国に事業所をおいている。

EUTR は監視団体の業務として、第一にデューデリジェンスの管理及び定期的評価並びに事業者による利用権の承認、第二に利用を承認した事業者によるデューデリジェンスシステムの適正利用の確認、第三に事業者がデューデリジェンスを適正に利用していないとき、特に事業者が重大または反復的な違反を行っているときの管轄官庁への通報を含む適切な措置をあげている¹³³。

さらに EUTR では、管轄官庁が管轄権が及ぶ領域で活動している監視団体の業務遂行状況及び監視団体としての要件の維持を確認するための検査を実施すると定めている¹³⁴。

食料局担当官によれば、市場投入法には監視団体に係る規定がないため、これまで管轄官庁は監視団体の検査を行っていない。食料局は、EU 委員会に申請があった団体の監視団体への認定をし、同局担当官は監視団体に EUTR に係る情報提供を行っているものの、監視団体のデューデリジェンスシステムを利用している事業者の数その他の監視団体の活動状況を把握していない¹³⁵。

フィンランド林産物協会によれば、フィンランドでは監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用しているという情報に接したことはないという。

監視団体が提供するデューデリジェンスシステムを事業者が利用していない要因としては、第一として市場投入法施行前に、既にフィンランドでは ISO に基づく企業活動の標準化が行われ、林産企業は標準化作業の一貫として行動規範及び資材調達基準の設定を行い改善を重ねてきたため、デューデリジェンスシステムの要件を行動規範及び資材調達基準の一部として既に組み込んで運用していたまたは容易に導入できたこと、第二に大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準はウェブサイトその他のツールにより公開されており、他の企業もこれらを参考に自社の規範や基準を設定できたこと、第三に大手林産物企業は原料や資材の調達先または取引企業に自社の行動規範や資材調達基準を遵守するよ

¹³³ EUTR 第 8 条第 1 項。

¹³⁴ EUTR 第 8 条第 4 項。

¹³⁵ 今回の現地調査における監督団体の活動に係る情報は、食料局からの推薦を受けて監督団体を訪問して得る予定であったが、当方の訪問申込みに対して監督団体から回答がなかったため、食料局及びフィンランド林産物協会から得ている。

う要求しているため、数多くの企業が大手林産物企業の行動規範及び資材調達基準に沿った規範及び基準を設定している事実が存在することが考えられている¹³⁶。このためフィンランドでは、監視団体のデューデリジェンスシステムの導入と監査に費用をかける企業が登場していないようである。

6-4-3 民間の取組

木材の合法性確保には、林産物取扱企業の調達行動が重要な役割を果たす。表 6.6 に掲げたように、フィンランドには数多くの林業・素材生産業者及び林産物製造業者が存在する。その一方で、フィンランドを代表する大手林産物企業の林産物販売額は、フィンランドの輸出用を含む林産物販売額の 75%以上を占めるといわれている。さらに、中小零細企業の多くが直接的間接的に大手林産物企業との取引がある。このため本項では、代表的事例として 6-3-4 項で報告したフィンランドを代表する三つの大手林産物企業の取組を、各社が公表している年次報告書並びに資材調達基準、行動規範及びサプライヤー行動規範の記載内容をもとに報告する。

大手林産物企業は、国内外のサプライチェーン管理を原料その他の資材を供給する全てのサプライヤー及びサブサプライヤーに自社が設定した行動規範の遵守を義務化したり要請したりして強化している。

(1) 企業活動の標準化と認証取得

フィンランドの林産業は、ISO と森林認証の導入及び運用を他国の林産企業に先駆けて行ってきた。フィンランドの林産業の輸出依存度は高いが、主原料とする国内及び周辺国の原料は競合する外国の主要林産物産地と比較しても径級が小さい亜寒帯産丸太であるため、原料面からいえばフィンランドの林産業が置かれている条件は良くない。しかし、フィンランドの林産業は、この不利な条件を高い生産性と加工精度及び製品に付随するサービスで克服して世界屈指の林産物生産国の地位を確保している。主要林産物である製材品を例にすれば、小径の原木からは販売単価が高いクリアー等級（無節等級）の製材品を多く生産できないため、「並材」の生産性向上を追給するとともに、製品出荷地の規格に対応した加工を正確な製品精度の実現により行い、製品エラーの状況把握とエラー解消も目的とした納品先での定期的検品を含むきめ細かい顧客サービスを市場拡大のツールとしてきた。さらに、フィンランドの林産企業は、製材部門、紙パルプ部門及び豊富な水力を利用して自社工場及び周辺地域に電力を供給する発電部門並びに最近ではバイオ関連部門によりコンビナートを形成して、強い国際競争力を維持している。

¹³⁶ フィンランド林産業協会における会合でのコメント。

表6.43 大手林産物企業の主な認証取得状況

認 証 名		A社	B社	C社
ISO 9001	ISO 品質マネジメントシステム	○	○	○
ISO 14001	ISO 環境マネジメントシステム	○	○	○
ISO 22000	ISO 食品安全マネジメントシステム	○		○
ISO 45001	ISO 労働安全マネジメントシステム	○		
ISO 50001	ISO エネルギー管理マネジメントシステム	○	○	○
OHSAS 18001	労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○
FSC	森林管理認証・CoC認証	○	○	○
PEFC	森林管理認証・CoC認証	○	○	○
SBP	持続可能なバイオマスプログラム認証		○	

資料：各社年次報告書（2018年）。

多くの種類の林産物を輸出国の規格に合わせて高い生産性を備えた製造ラインで生産するために、フィンランドの林産業は品質マネジメントシステム（ISO 9001）を導入して企業活動の標準化を行う必要があった。さらにフィンランドの林産業は、1990年代後半から顕著な高まりをみせた環境問題に対応するために、そして自社の環境対応をアピールして顧客を獲得または維持するために、森林認証の取得及び環境マネジメントシステム（ISO 14001）を導入した。

大手林産物企業三社は、ISO 9001、ISO 14001 及び ISO 50001（エネルギー管理マネジメントシステム）、FSC 及び PEFC の森林管理認証または CoC 認証並びに OHSAS 18001（労働安全衛生マネジメントシステム）の認証を取得している。

（2）行動規範並びに資材調達基準及びサプライヤー行動規範

欧米の企業活動に係る規程は、決定した方針を受けて策定した行動規範（Code of Conducts）を最上位の規程とし、行動規範のフレームの中で各種規程を制定するのが一般的である。企業の購買活動に係る代表的な規程は、資材調達基準である。資材調達基準も行動規範に基づき作成され、その内容には調達する資材の仕様や要件の他、調達先の企業選定に係る規定が含まれる場合がある。

フィンランドでは、木材の合法性確保を行う上で焦点となる木材の調達に係る具体的な規定は、資材調達基準の下位規定であるサプライヤー行動規範に含まれているのが一般的である。

なお、これらの企業内の規程は、ISO9001 または ISO14001 を取得している企業であれば、これらによる企業活動の標準化及び運用を念頭に作成されている。

① 行動規範

ISO 9001 及び ISO 14000 並びに森林認証を既に取得している大手林産物企業の行動規

範の内容には、ISO の規格に適合する要件及び手順並びに森林認証スキームが要件とする持続可能性の確保とともに、現在では各社とも国連の持続開発目標（SDGs）の達成目標を組み込んでいる。

次表は、2019年11月時点での大手林産物企業の行動規範の構成である。大手林産物企業の行動規範の項目は、各社が設定しそれを企業色としている「方針」に係る記載を除けば、文字上の表現及び項目の構成に違いはあるものの、行動規範として組み込んでいる基本的な事項はほぼ同じである。各社の行動規範に共通する基本的な事項は、法令遵守、公正取引、人権及び労働権の尊重、ハラスメント及び差別の禁止、環境保護、労働安全衛生、意思決定、取引先管理、贈収賄禁止並びに利益相反の回避である。

表6.44 大手林産物企業の行動規範の項目

A社	B社	C社
1 高潔への決意	1 再生可能資源企業	1 人権尊重
2 他者尊重・人権擁護	再生利用資源の積極的利用	2 健康と安全
3 環境影響・製品安全性	石化燃料資材から再生可能資材への転換	3 雇用均等
4 腐敗・贈収賄の徹底排除	持続可能性へのコミット	4 差別禁止・機会均等
5 利益相反の回避	2 価値観でリードする	5 ハラスメントのない環境と容認できない行動
6 競争関係法令の遵守	社内規則の尊重	6 プライバシー尊重と秘匿義務
7 資産・情報の保護	正しい判断	7 利益相反の回避
8 取引先を知る	声をあげ、よく聴く	8 ギフトと心付け
9 利害関係者・社会との関係	3 正しい行動の実践	9 腐敗防止
10 法令遵守	法令遵守	10 詐欺防止
	腐敗撲滅	11 慎重な会計と資金洗浄防止
	取引先を知る	12 取引に係る法令の遵守
	適正な競争	13 適正な競争
	資産保護及びプライバシー尊重	14 環境重視
	明瞭なコミュニケーションと透明性	15 製品の安全
	4 人類と地球の保護	
	安全確保	
	生物多様性の促進	
	人権尊重	
	地域社会への貢献	
	地球温暖化対策	
	環境尊重	

資料：各社行動規範文書

② 資材調達基準及びサプライヤー行動規範

大手林産物企業の資材調達基準は、企業が調達する木材を含む物品全般に適用する目的で作成されている。大手林産物の資材調達基準には、受発注、売買取引解約、製品保証その他の一般的な取引契約に係る基準が定められている。

資材調達基準の詳細な規定は、サプライヤー行動規範で定めている。デューデリジェンス及びサプライチェーン管理を含む調達物品の合法性確保に係る事項も同規範に盛り込まれている。

(3) サプライヤーの選定とサプライチェーン管理

サプライチェーンの管理は、木材の合法性を大前提とする企業の「信頼の生命線」ともいえる業務である。木材の調達は、自社で独自に行う方法と契約ベースのサプライヤーを介して行う方法がある。フィンランドの生産林は、39万5,641か所の個人有林及び4,483か所の会社有林が主体となっているため¹³⁷、素材生産業をはじめとするサプライヤーからの木材調達は重要な位置を占めている。さらに、ロシアをはじめとする外国から木材を供給するサプライヤーも相当数存在し、大手林産物企業に原料を供給している。

大手林産企業がサプライチェーン管理において重視しているのは、自社の行動規範及び資材調達基準に適合するまたは適合できるサプライヤーをいかに獲得するかという点である。

① サプライチェーンへのサプライヤー行動規範の適用

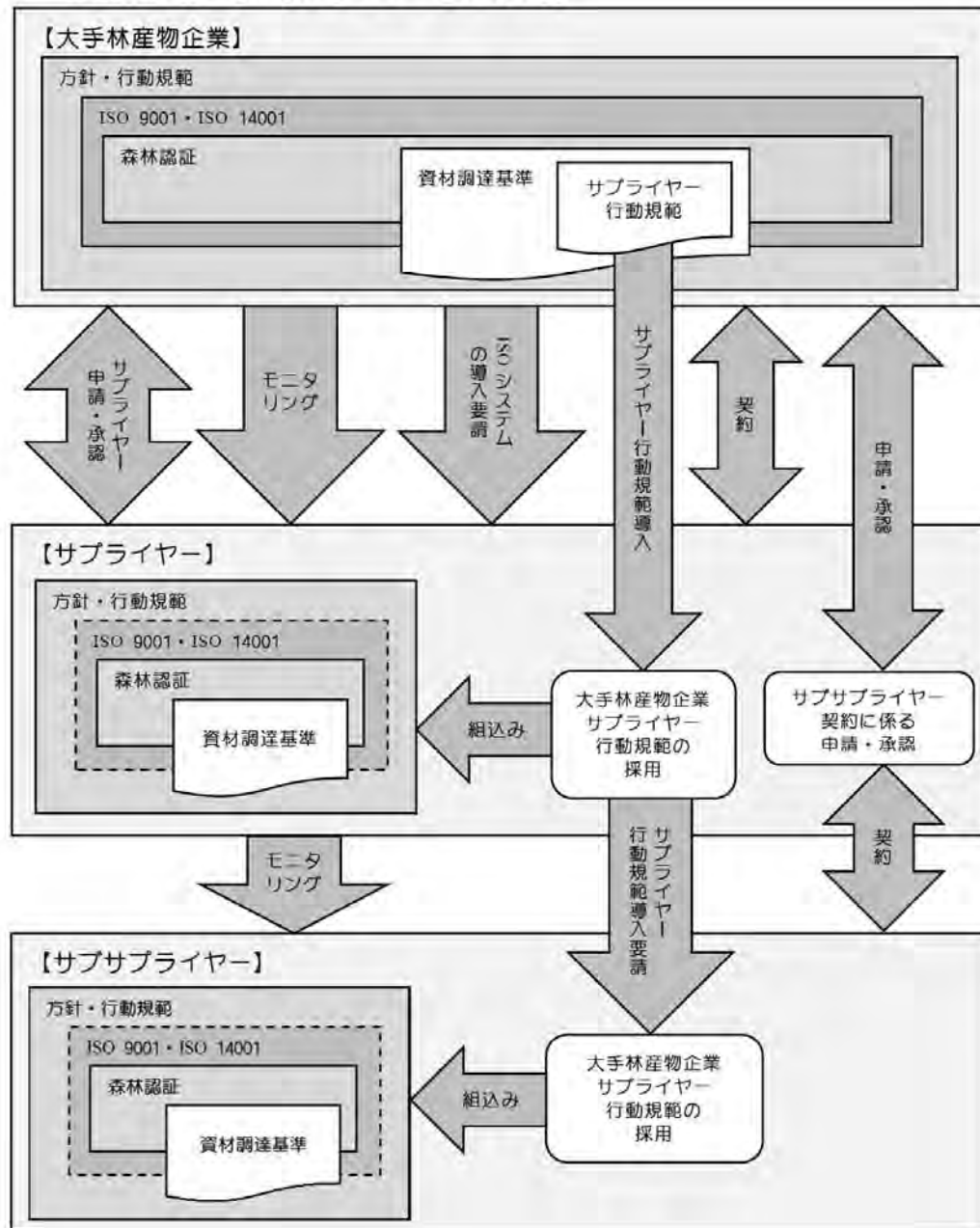
【大手林産物企業が求めるサプライヤーの要件】

大手林産物企業は、サプライヤー行動規範において自社に適合するサプライヤーの要件を規定している。大手林産物企業はサプライヤーに自社のサプライヤー行動規範の遵守を要求し、次のような個人または会社をサプライヤーとして承認している。

- サプライヤー行動規範の実施を承認した者。
- 自社の行動規範や資材調達基準に大手林産物企業のサプライヤー行動規範を組み入れる者。
- 大手林産物企業の行動規範、資材調達基準及びサプライヤー行動規範と同等もしくはこれらを上回る水準の基準を備えている者。

¹³⁷ 表 6.4 参照。

図 6.7 大手林産物企業のサプライヤー管理の事例



事前資格審査プロセスとしてサプライヤー管理システムへの登録、労働安全に係る「安全トレール」のオンラインコースの完了（2年間有効）及びサプライヤー行動規範の承認を証するサプライヤー行動規範宣言書への署名が求められる。同社はこれらの手続きが完了すると、サプライヤー申請者が責任ある調達要件を満たすか審査を行う。

C社は、サプライヤー行動規範で「サプライヤーにはサプライヤー行動規範に記述されている要件を満たすことが求められている」と定めている。

【サプライヤー行動規範のサブサプライヤーへの適用】

大手林産物企業はサプライヤー行動規範の遵守を、サプライヤーを通じてサブサプライヤーにも求め、自社のサプライチェーン上の全ての調達活動がサプライヤー行動規範に基づいて行われるように努めている。

例えば、A社では、サプライヤーが同社と事前に取り交わす文書による同意が行われる前にサプライヤーがサブサプライヤーを使う権利を無効とする定めを設け¹³⁸、サブサプライヤーを使用するときは、サプライヤー行動規範の要件をサプライヤーのサプライチェーン全体に適用する努力義務を課している。

B社では、サプライヤーにサブサプライヤーのモニタリング及びサプライチェーンに係る全ての利害関係者がサプライヤー行動規範に対してどのように効果的、かつ、責任を持って協力できるかを確実に把握する義務を課している。

C社の場合は、サプライヤーにサブサプライヤーがサプライヤー行動規範またはこれと同等のサプライヤー独自の行動規範の要件を認識し尊重しているかを確認する義務を課している。

¹³⁸ A社がサプライヤーと資材調達を行う契約を締結する前にA社の資材を供給するサプライヤーとサブサプライヤー間で締結された資材売買に係る契約を無効にする権利をA社が持つという規定。

A 社

『A 社サプライヤー及び第三者規範』（抜粋・要約）

1. 高潔さへの取組み
 - 適用法及び関係規則の遵守。
2. 人権の尊重
 - 国際人権憲章の遵守。
 - 普遍的な人権及び平和的集会開催の権利の尊重並びに差別の禁止。
 - 労働時間及び対価に係る ILO 基本条約及び現地法令の遵守。
3. 環境への影響及び製品安全性への配慮
 - 環境への悪影響を最小限に抑制。
 - 廃棄物管理。
4. 汚職及び贈収賄の禁止
 - 賄賂の支払、提供または承認の禁止。
 - 賄賂の受領、催促または容認の禁止。
 - 贈収賄、汚職その他の不適切な行為に見える活動の禁止。
 - 業務上の汚職及び贈収賄を防止する適切な手順の維持。
 - 汚職または贈収賄が認められた場合は A 社に通報。
5. ビジネスの透明性
 - サプライヤー及び第三者は、次を遵守。
 - 適用法に基づき正式に設立され存続する法人であること。
 - A 社と契約を締結し、契約に基づき業務を行い、義務を履行する権利を有すること。
 - A 社に影響を与える可能性がある負債について、有効な損害賠償保険及び保険契約を維持すること。
 - 発生する可能性があるリスクを認識し、適切なリスク緩和手順を作成すること。
 - 全ての課税法の遵守すること。
 - 全てのマネーロンダリング防止法と貿易制裁の遵守すること。
6. 競争法の遵守
 - 競争法の遵守及び反競争的行為の禁止。
7. 資産と情報の保護
 - 【略】
8. 責任ある調達
 - ビジネスパートナーを把握し慎重に選択して、不法な事業活動に関与するリスクまたは本行動規範に違反するリスクを特定し緩和。
 - 全ての商取引の完全、かつ、正確な記録の保持。
 - 本行動規範の要件をサプライチェーンのその他の段階にも適用するよう努力。
9. 利害関係者及び社会との関与
 - 利害関係者との透明性あるコミュニケーションの促進。
 - 可能な限り、地域社会の幸福と発展に貢献。
 - 地方自治体との業務は、反汚職法を遵守し、本行動規範に基づく協力の実施を確認。
10. 全社あがりのコンプライアンス
 - 【略】

B 社
『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

序文

本行動規範は、サプライヤーと B 社の間で締結される全ての契約の不可欠な部分を構成。

1. 定義

- サプライヤーとは B 社に製品またはサービスを提供する個人または法人をいい、直接契約管理にあるサプライヤーに加え、サプライヤーである下請業者を含む。
- 【略】

2. 管理体制

サプライヤーは全ての関連法令に加え、本行動規範または供給者独自の行動規範のいずれか厳しい方の規定を遵守するために必要な管理体制を構築。管理体制は少なくとも次の事項を充足。

- 人権・労働権、労働衛生・安全及び企業責任並びに環境影響に関するリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的なアプローチを構築。
- 全ての法令及び契約条項を遵守を徹底し、関係する被雇用者及び取引先への十分な訓練を実施。
- 行動規範問題に係る苦情申立て制度の構築。
- 自らの供給先及び下請業者の行動規範遵守を担保し監視し、下請業者の行動に責任を持つ。

3. 人権尊重

(1) 人権

- 人権を尊重。人権侵害への加担禁止。
- 適切な人権侵害救済体制の整備。

(2) 労働者の基本的権利

- 児童雇用の禁止。
- 被雇用者の団結権、組合参加権及び団体交渉権の承認。
- 強制労働の禁止。
- 被雇用者の差別禁止。
- 全ての公用者への公正、かつ、敬意をもった対応。

(3) 賃金及び労働時間

- 国内法令または団体交渉協定に準拠した最低賃金及び超過勤務手当の支給。
- 標準労働時間の設定。
- 週 1 日以上の休日の設定。

4. 労働安全衛生

- 労働安全衛生に係る全ての法定要件を遵守。
- 緊急時の対応を制定。
- 啓蒙普及活動と適切な訓練の実施。

5. 環境影響

- 関連法令で定められる全ての要件の充足。
- 環境対策部署の設置。
- 環境に影響を与える可能性のある全ての作業に係る手順書の作成及び関係する被雇用者に必要な情報を伝達。
- 環境関連規則違反、申立て等に体系的に対応。

6. 企業責任

- 本行動規範または次の要件を含む自らの倫理規則のいずれか厳しいものを遵守。
- 独占禁止法及び不正競争防止関連法令の遵守。
- 利益相反の防止。
- 腐敗防止法令の遵守。
- 製品またはサービスの安全性及び品質に係る全ての規則の遵守。

7. 総則

【略】

8. 実施

【略】

C社
『サプライヤー行動規範』(抜粋・要約)

1. 法規及び規則
事業実施国の法令遵守。
2. 贈収賄
全ての贈収賄の禁止。
3. 強制労働
近代的な奴隷制度、人身売買及び拘束労働を含む強制労働禁止。
4. 児童労働
児童労働の禁止。
5. 迷惑行為
個人の尊厳、プライバシー及び権利の尊重。従業員による体罰及び嫌がらせの禁止。
6. 賃金
サプライヤーの会社の賃金は、適用法令規定額と同等またはそれ以上。
7. 労働時間
適用法令及び産業基準に準拠する労働時間の設定。
8. 無差別
従業員は、人種、国籍、社会的背景、障害の可能性、性的指向、政治的宗教的信条、性別及び年齢に限定されずに、いかなる雇用判断においても能力及び資格に応じて厳密に取扱う。
9. 安全衛生
OHSAS 18001 (労働安全衛生マネジメントシステム) に記載されている労働安全管理システムまたは同等のシステムの実践。健全な労働環境の提供及び適用法令に基づく安全で健全な居住施設の提供。
10. 結社の自由及び団体交渉
従業員が行う結社の自由及び団体交渉の法的権利の尊重。
11. 環境
ISO 14001 に準拠した環境マネジメントシステムあるいは同等の慣行を実践。環境規則及び基準に従い、環境に配慮した慣行を遵守。
12. 製品の安全性
 - サプライチェーン全体に渡って衛生及び製品の安全性のリスクを管理。
 - 出所が明らかな原料を使用し、その原料及び完成品のトレーサビリティを保証。
13. サプライチェーン
全てのサプライヤーが本行動規範またはサプライヤー独自の同等な行動規範の要件を認識し、尊重することを確認。
14. 事業継続計画
C社は、サプライヤー監査を実施し、本行動規範のコンプライアンス確保を実施。

② リスクへの対応

大手林産物企業は、資材調達をするときのデューデリジェンスの実施をサプライチェーン上のサプライヤー及びサブサプライヤーに要請したり義務づけていたりしている。

A社では、サプライヤー行動規範において、ビジネスパートナーを把握し、慎重なビジネスパートナーの選択により違法な事業活動に關与するリスクまたは同行動規範の要件に違反するリスクを特定し緩和する義務をサプライヤーに課している。同社の行動規範は、サプライヤーによるサブサプライヤーのモニタリングの実施を定めている。

B社は、サプライヤーに人権及び労働権、労働安全衛生、企業責任並びに環境影響に係るリスクの評価、軽減及び管理に向けた体系的アプローチの構築を要求している。さらに同社は、サプライヤーにサプライヤーが実施したモニタリングにより環境的社会的に責任あるソースからの物品であると明らかになった物品の提供を要求し、直接的間接的に問題が生じる物品は受け入れられないとしている。しかし、直接的間接的に問題が生じる物品に同社が係わる時は、サプライヤーがサプライチェーンのデューデリジェンスを行い、状況に応じてデューデリジェンスのリスク低減措置を適用するよう求めている。B社もサプライヤーに、取引先のモニタリングの実施を求めている。

③ 環境影響への対応

大手林産物企業は、森林認証材の調達を原則としており、森林認証材の取扱いによってリスクを低減するとともに森林認証のスキームも利用してサプライチェーンの管理を行っている。木質調達資材に占める森林認証材の割合は、2018年の実績でA社が81%、B社は96%、C社は88%に達している。そして、これら三社とも、認証材以外の取扱木材はFSC認証のコントロールウッド材またはPEFC認証のコントロールドソース材である。このため、森林認証の取得は、サプライヤーの要件の一つになっている。

さらに、大手林産物企業は目標として企業活動による環境影響を最小限に抑制する規定を設け、サプライヤーにISO 14001に準拠した環境管理システムまたは同様の慣行の実践を要求したり、ISO 14000の取得を推奨したりしている。A社では、サプライヤーによるISO 14001の導入は、サプライヤーが大手林産物企業のサプライヤー行動規範を実践する上で有効であると考えている。